

第3次橋本市障がい者計画
第7期橋本市障がい福祉計画
第3期橋本市障がい児福祉計画



令和6年3月

橋 本 市

市長あいさつ

近年、障がいのある方々を取り巻く環境は大きく変化しており、また、そのニーズは多様化・複雑化しています。

橋本市では、障がいの有無にかかわらず、ともに支え合い、自分らしく地域で暮らせるまちづくりをめざし、「第2次橋本市障がい者計画」および「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策の推進に取り組んでまいりました。



一方、この間、国においても「医療的ケア児支援法」「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定や、「障害者雇用促進法」「障害者総合支援法」の改正など様々な法制度が整備され、地域共生社会の実現に向け、障がい福祉分野だけでなく、他の分野においても様々な施策が進められているところです。

このような国の動向に的確に対応するとともに、障がいのある方々のニーズに即した施策を総合的・計画的に推進するため、この度、新たに「第3次橋本市障がい者計画及び第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、「すべての人が、お互いを尊重し、いきいきと安心して暮らせるまち橋本」を基本理念に、5つの基本目標を掲げています。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様や関係各位と連携を図りながら、障がい者施策を着実に推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました橋本市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントやアンケート等で貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

橋本市長 平木 哲朗

目次

総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向	3
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	9
5 「障がい」の概念	9
6 策定手法	10
第2章 障がい者を取り巻く状況	11
1 人口推移	11
2 障がい者手帳所持者数の状況	12
3 その他の現状	19
4 各種アンケート調査の実施	23
5 課題のとりまとめと今後の方向性	41
第3章 計画の基本理念と基本目標	43
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策体系	45
第4章 計画推進に向けて	47
1 庁内の連携体制	47
2 県、近隣自治体及び関係機関等との連携	47
3 進捗状況の管理	47
各 論	49
障がい者計画の施策展開	50
基本目標1 理解促進により共生社会を実現する	50
基本目標2 地域で自立した生活を支える	53
基本目標3 保健・医療・福祉サービスの充実を図る	57
基本目標4 教育や就労・社会参加を実現する	60
基本目標5 安心できる生活環境を整備する	64
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	68
1 計画推進の基本的視点	68
2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標	69
3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	78
4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	83

5	障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	90
資料		93
1	橋本市障害者施策推進協議会条例.....	94
2	橋本市障害者施策推進協議会名簿.....	96
3	計画策定の経過.....	97

総 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待防止法」施行、平成28年の「障害者差別解消法」施行など障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、障がいのある人のいる家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取組が進められています。

橋本市（以下、本市という）では、平成27年9月に策定した「第2次橋本市障がい者計画・第4期橋本市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉施策について、「人権を尊重しともに認め合い支え合うまちづくり」「地域での自立生活を支援する体制づくり」「すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり」を政策目標に掲げ、障がいのある人が住み慣れた地域で生活を営むため、「障がい者の特性に応じた施策の展開」、「関係機関、関係部局の連携」「地域と連携した障がい者施策の推進」の3つの基本的な視点に立って、総合的な支援に取り組んできました。令和3年3月には「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの成果目標と活動指標に基づき、取組を進めてきました。

昨今、市民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、解決するために高い専門性を要する課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本市の障がい者福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らすすべての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、平成27年9月策定の「第2次橋本市障がい者計画・第4期橋本市障がい福祉計画」、令和3年3月策定の「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」がともに令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨、障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第3次橋本市障がい者計画及び第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画」を策定します。

2 障がい者支援に関する近年の国の政策動向

(1) 国の政策動向

国では、平成 30 年 3 月の障害者基本計画（第 4 次）の策定以降「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」等の新たな法律が制定されています。

近年は、障がい者の社会参加や雇用の促進に関する法律等が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。

他にも、改正児童福祉法（令和 6 年 4 月 1 日施行）やこども基本法（令和 5 年 4 月 1 日施行）など、本計画への関連が見込まれる法律があります。

◆障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H30	障害者基本計画(第4次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R1	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始
	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律	・電話の利用の円滑化に関し、電話リレーサービス提供機関の指定、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用のための交付金等について明記

年	主な制度・法律	主な内容
R3	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者が障がいの種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
R5	障害者基本計画(第5次)策定	
R6	障害者総合支援法の改正・施行	グループホームの支援内容の強化、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設 等

(2) 国の第5次障害者基本計画の概要

国の第5次障害者基本計画は、障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。

◆第5次障害者基本計画の概要

〈社会情勢の変化〉

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

〈基本理念〉

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの。

〈基本原則〉

地域社会における
共生等・差別の
禁止・国際的協調

〈各分野に共通する横断的視点〉

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

〈各分野における障害者施策の基本的な方向〉

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(3) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本指針の見直し

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して障がい福祉計画・障がい児福祉計画を定めるものとされています。

◆基本指針とポイント

	基本指針	ポイント
①	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	・重度の障がいのある人等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障がい有者への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障がいのある人等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
③	福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等 ・就労選択支援の創設への対応 ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組の推進
④	障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
⑤	発達障がい者等支援の一層の充実	・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
⑥	地域における相談支援体制の充実・強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
⑦	障がい者等に対する虐待の防止	・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧	地域共生社会の実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨	障がい福祉サービスの質の確保	・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
⑩	障がい福祉人材の確保・定着	・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪	よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定	・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の正確な把握 ・障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
⑫	障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

3 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

① 第3次橋本市障がい者計画

「第3次橋本市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 第7期橋本市障がい福祉計画

「第7期橋本障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「第3期橋本市障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成17年法律第123号) 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

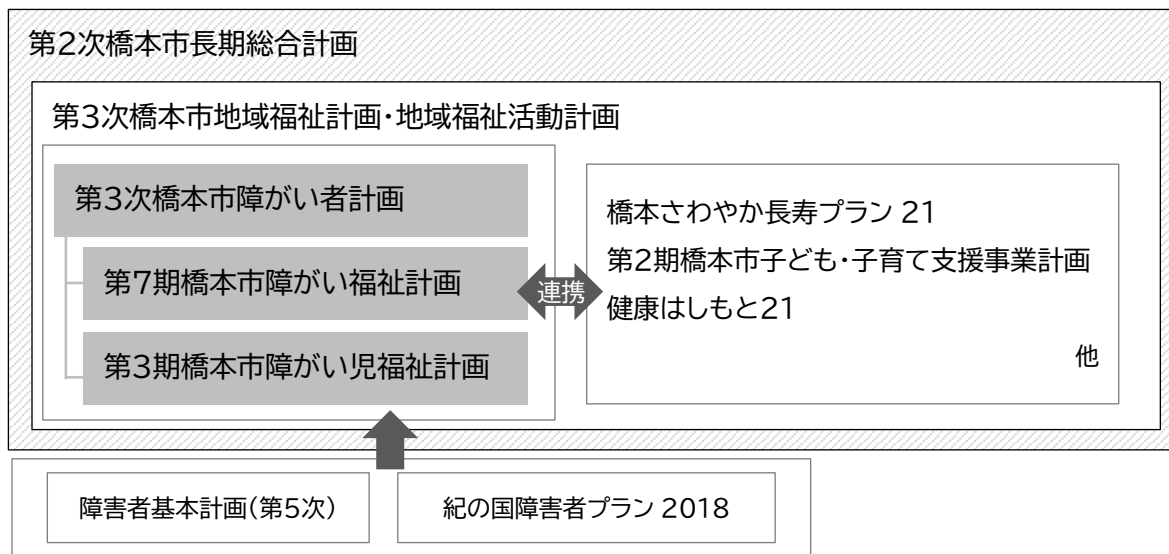
児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 本市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」、和歌山県の「紀の国障害者プラン 2018」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「第2次橋本市長期総合計画」を最上位計画とし、さらに「第3次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい者福祉分野の個別計画として「橋本さわやか長寿プラン21」「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」「健康はしもと21」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と連携のとれたものとします。



(3) SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年9月に国連で採択された令和12年までに先進国を含む国際社会全体で達成をめざす17の国際目標です。

国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。

本計画の推進にあたっては、SDGsの17の目標のうち1、3、4、8、10、11、16、17の視点を取り入れながら、「誰一人取り残さない」地域社会を実現するための施策展開をはかります。

※SDGsについては、「第2次橋本市長期総合計画（後期基本計画）58～63ページを参照してください。



4 計画の期間

「第3次橋本市障がい者計画」の計画期間は令和6年度から令和14年度までの9年間とします。また、「第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。今後、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行います。

◆計画の期間

計画名	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
障がい者計画	第3次計画								
障がい福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		
障がい児福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

5 「障がい」の概念

平成23年に改正された「障害者基本法」において、「障がい者」の定義は次のように定められています。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」

これにより、難病等に起因する「障がい」など、必ずしもそのまま「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」いずれかの類型に当てはまらないものについても、「障がい」に含まれることが明確化されています。また、障がいのある人が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるとの考え方を踏まえ、「社会的障壁」の定義も置かれています。

また、障がいある人々の人権尊重のための法整備が進むなか、本計画では「障害」の「害」にマイナスのイメージを抱くこともあるため、人権尊重や障がい福祉に対する市民理解の一層の促進を図るため、国の法律や制度を除き、市が作成する公文書等において「障害」を「障がい」とする「ひらがな表記」で記載します。本計画における「障がい」や「障がいのある人」についても、「改正障害者基本法」の定義を踏まえたものとします。

6 策定手法

(1) アンケート調査等の実施

① 障がい者手帳保持者対象アンケート調査

障がい者等の実態や意向を把握するために障がい福祉サービス利用者、障がい者手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。調査は、18 歳以上の方と 18 歳未満のお子さんをお持ちの保護者の方を対象としています。

② 障がい福祉サービス事業所アンケート調査

障がい者サービスの利用状況や事業所の意向を把握するために障がい福祉サービス事業所を対象としてアンケート調査を実施しました。

③ 障がい福祉関係団体ヒアリング調査

障がい者等の実態や意向を把握するために、障がい者に関する団体に対してヒアリング調査を実施しました。

(2) 橋本市障害者施策推進協議会での審議

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者等で構成する「橋本市障害者施策推進協議会」において審議し、その意見を踏まえ策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

推進協議会で検討された計画案を公表し、広く意見を聴取するため「パブリックコメント」を実施しました。

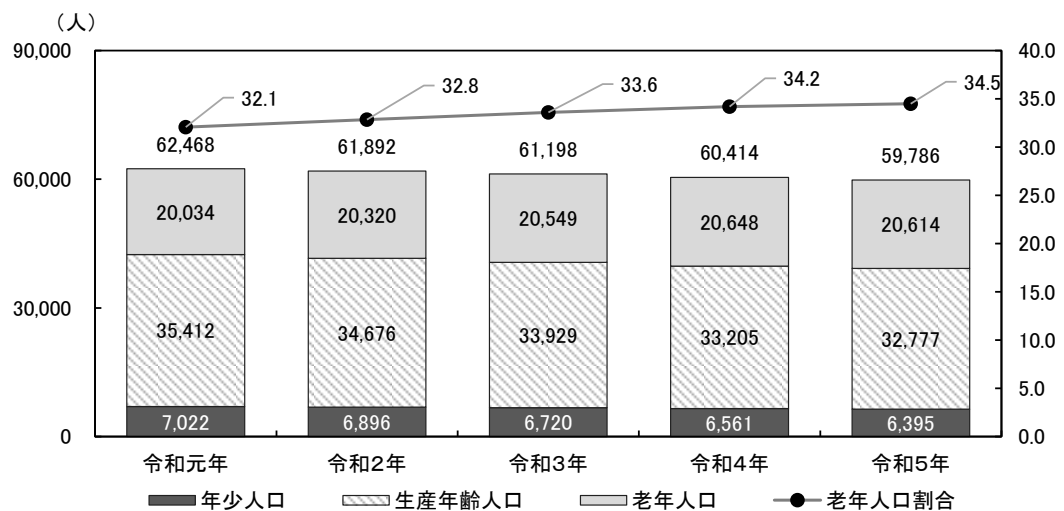
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口推移

年齢3区分人口をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の減少が続いているのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けています。

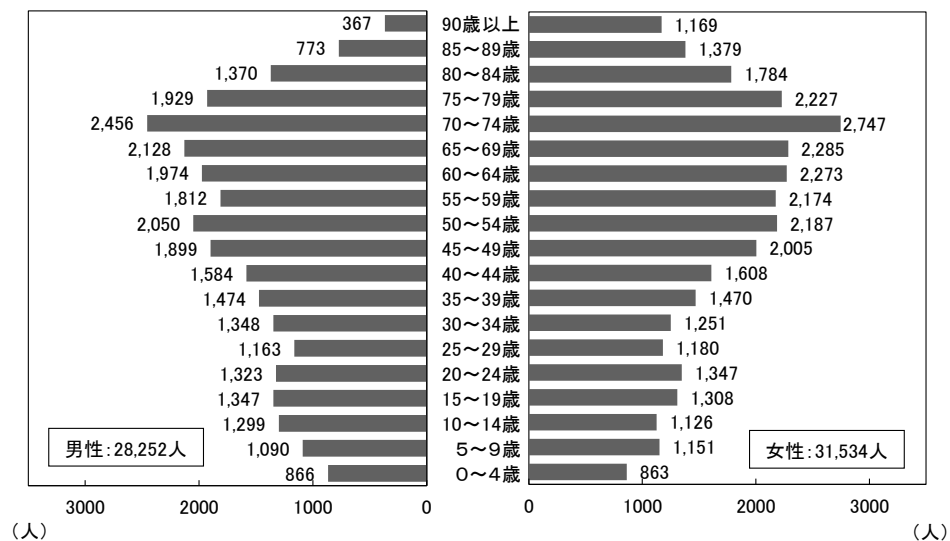
令和2年の人口ピラミッドを男女別、5歳階級別にみると、男女ともに70～74歳が多くなっています。

◆人口推移



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

◆人口ピラミッド(令和5年)



資料：住民基本台帳（令和5年9月末時点）

2 障がい者手帳所持者数の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

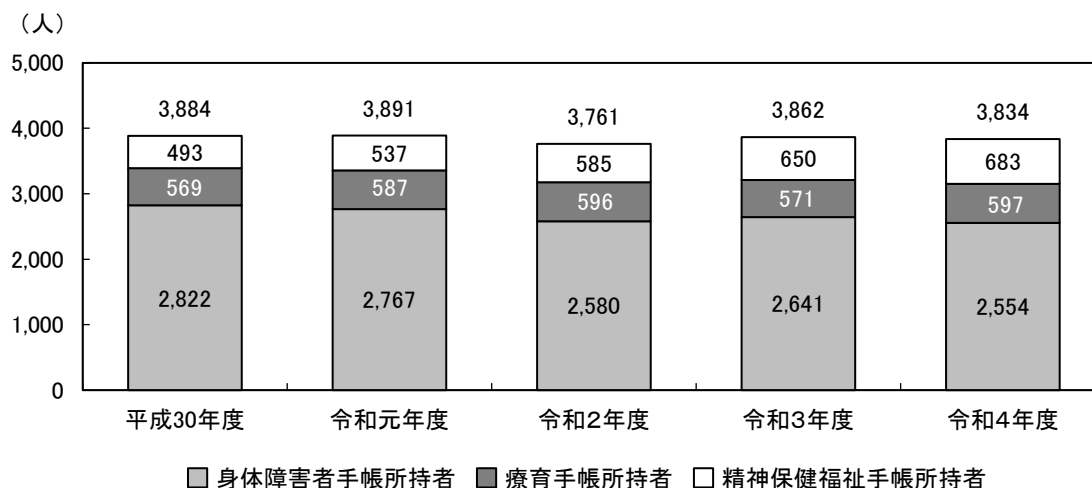
障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成30年度以降増減を繰り返しており、令和4年度では3,834人となっています。

身体障害者手帳所持者は年々減少傾向にあり、令和4年度で2,554人となっています。

療育手帳所持者は、令和3年度で一度減少したものの、平成30年度と令和4年度で比較すると増加しています。

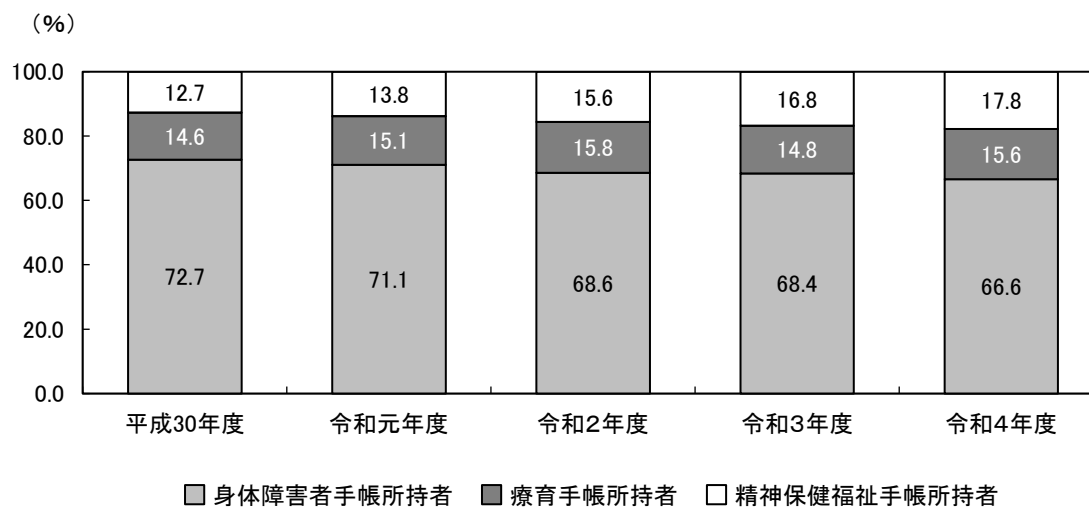
精神保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

◆障がい者手帳所持者数の推移



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

◆障がい者手帳所持者数の割合



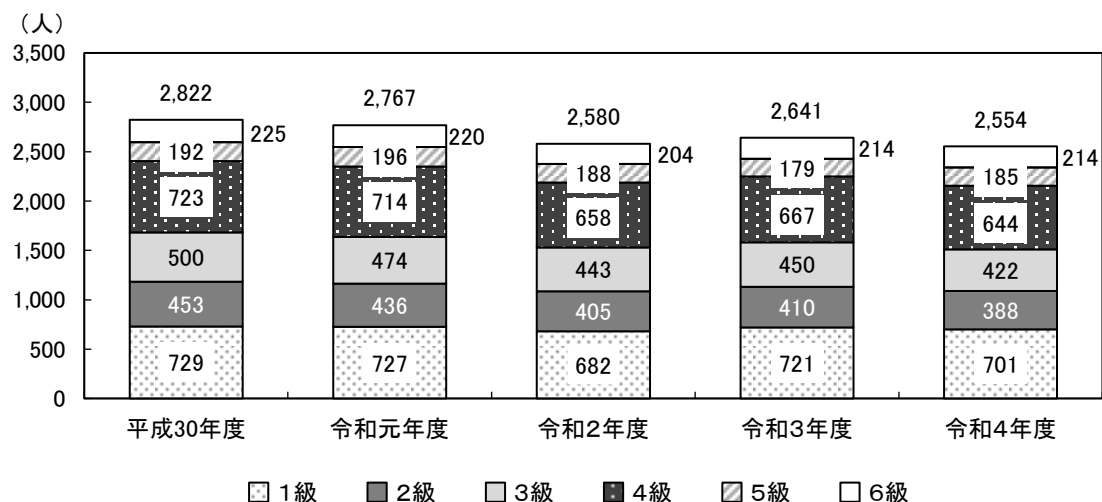
資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、1級から6級まで全体的に減少しています。いずれの年度においても、1級、4級の人が多くなっています。

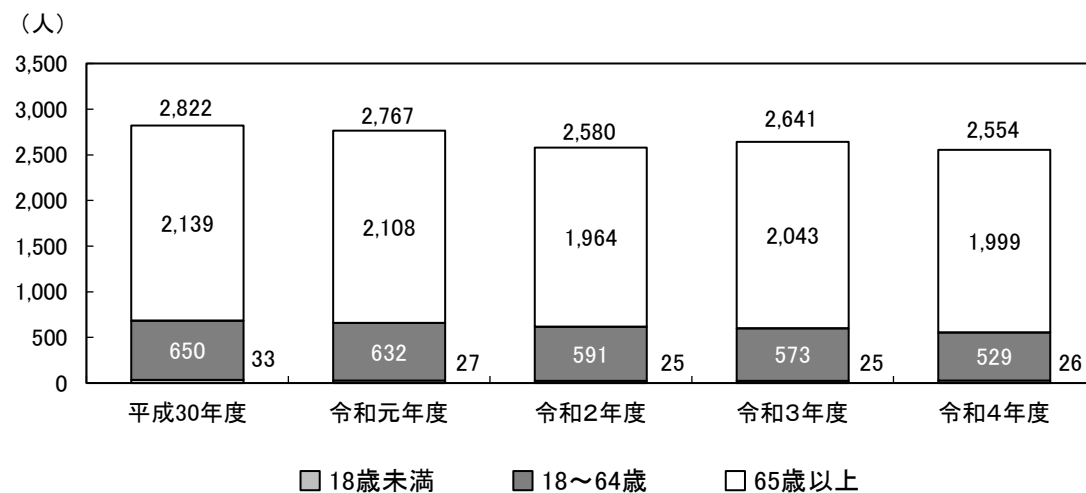
年齢別にみると、65歳以上が占める割合が高く、65歳以上の身体障がい者は全体の約8割を占めています。

◆身体障害者手帳所持者の等級別推移



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

◆年齢別

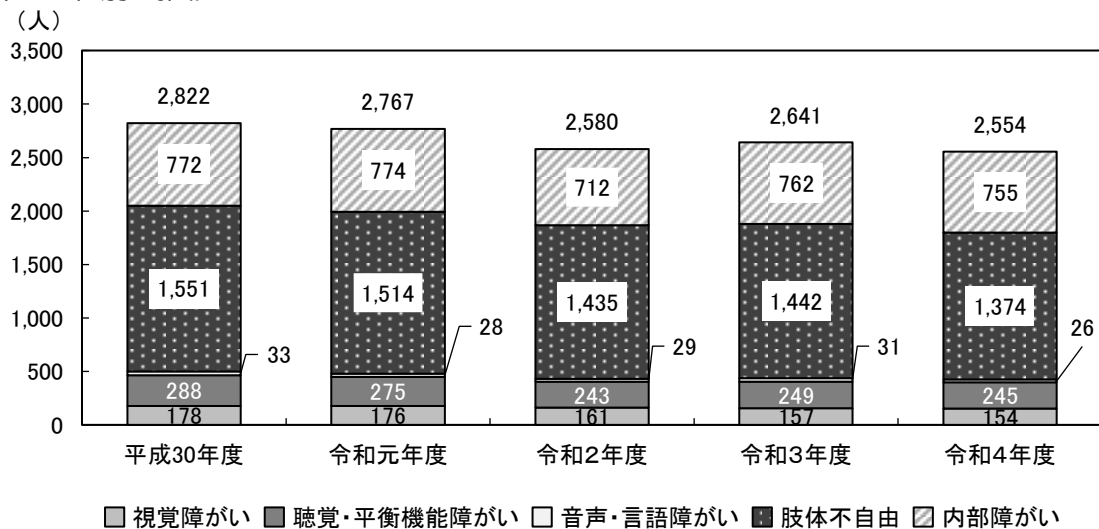


資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

障がいの種類別にみると、いずれの年度においても肢体不自由が最も多くなっていますが、年々減少傾向にあり、令和4年度では1,374人となっています。

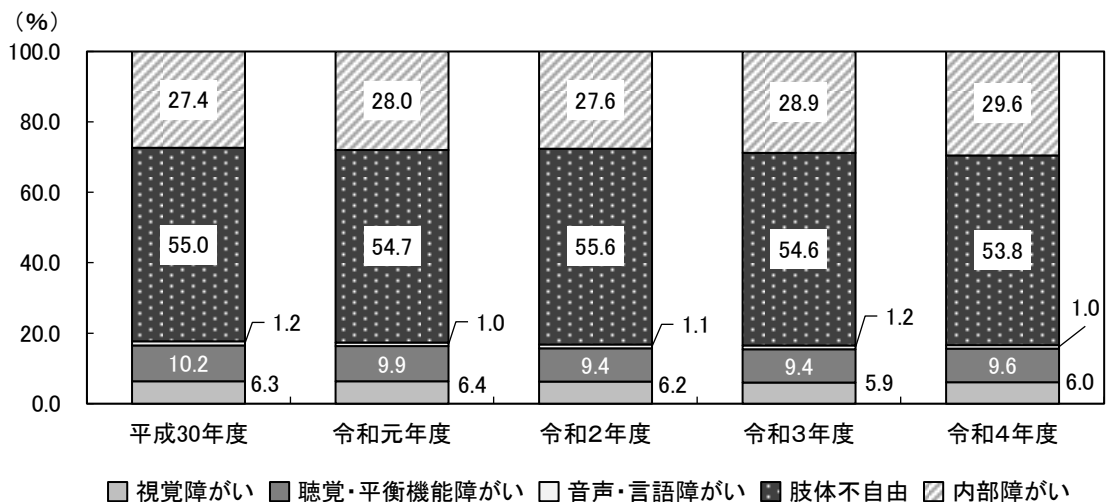
割合でみると、2番目に多くなっている内部障がいの人は減少傾向にあるものの、全体での割合は上昇していることがわかります。

◆障がい種別の推移



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

◆障がい種別の割合



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

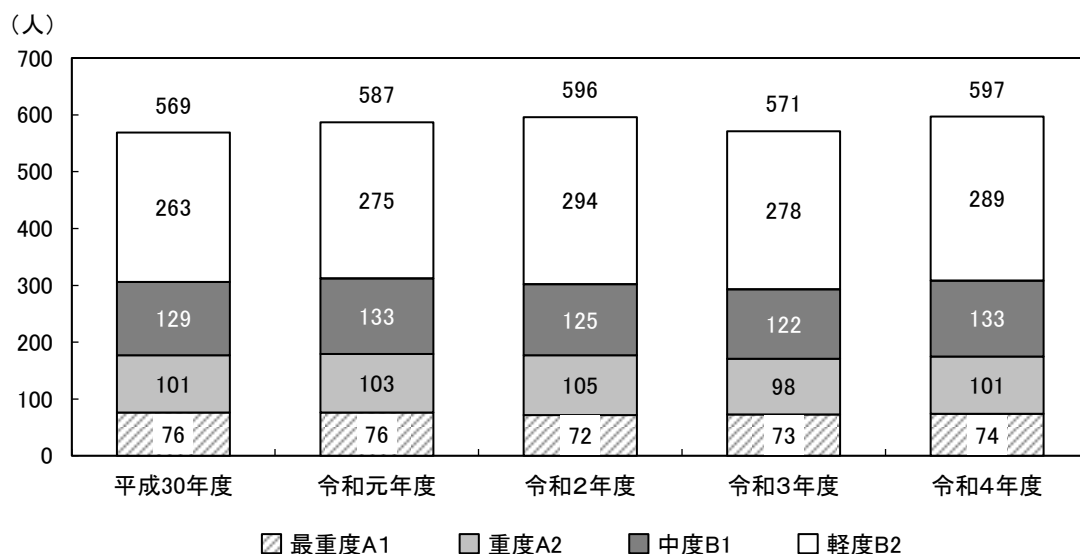
(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて増減を繰り返しながら増加しており、令和4年度では597人となっています。

いずれの年度においても軽度B2が最も多く、令和4年度では289人となっています。

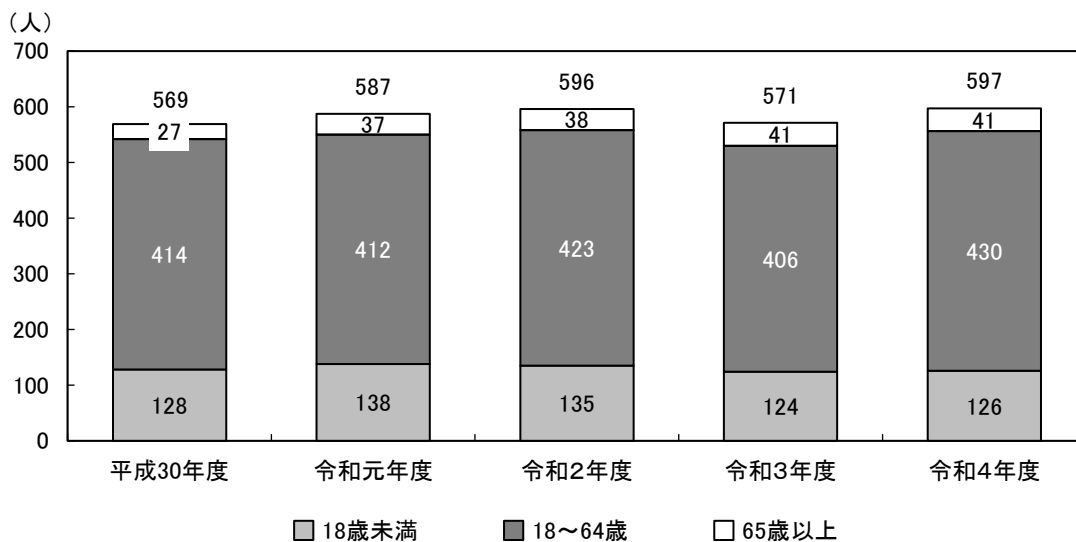
年齢別にみると、18～64歳で、令和3年度に減少したものの、平成30年度と令和4年度で比較すると増加しています。

◆療育手帳所持者区分別の推移



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

◆年齢別



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

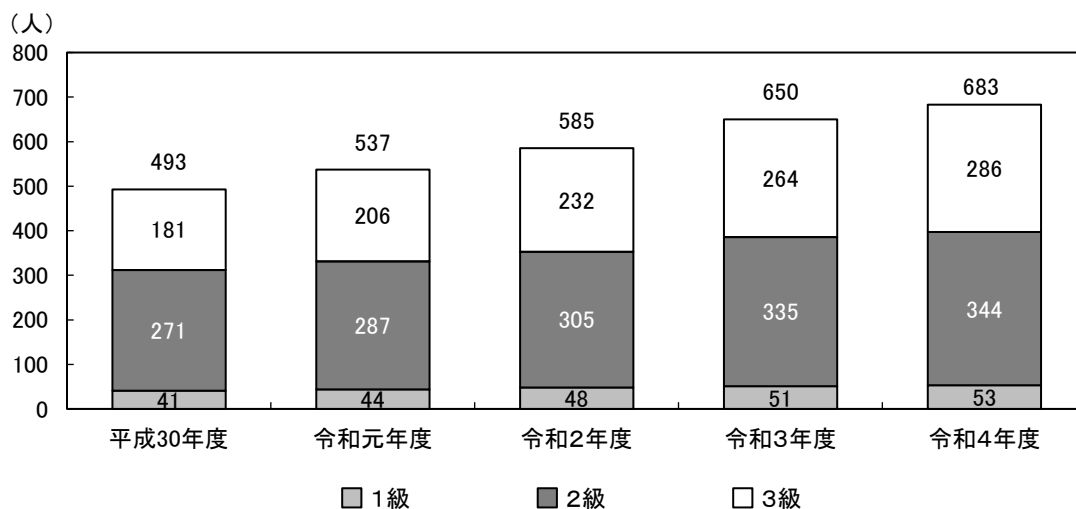
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて全体的に増加傾向にあり、令和4年度で683人となっています。

いずれの年度においても2級が最も多くなっていますが、3級の増加率が高くなっており、今後も注視する必要があります。

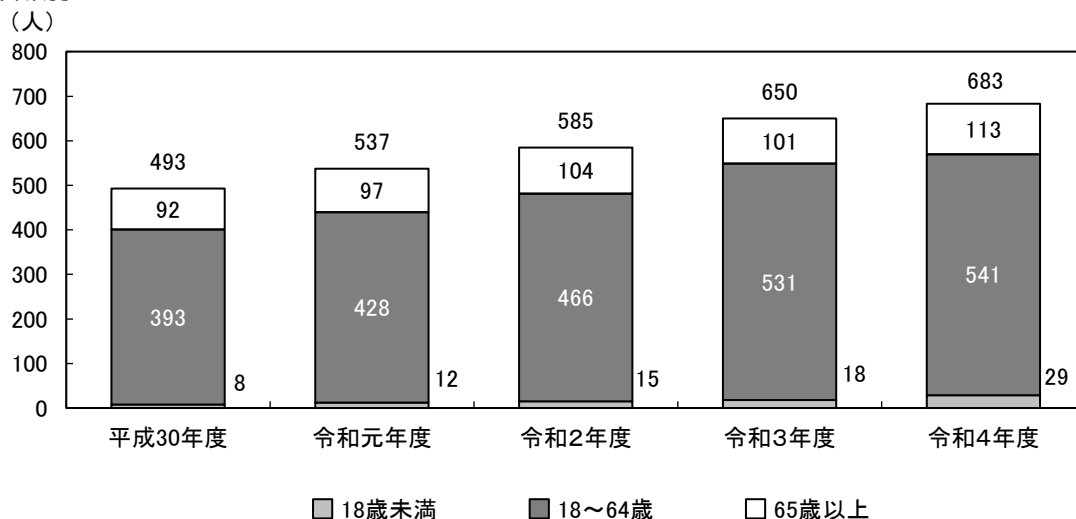
年齢別にみると、18～64歳で多くなっており、年々増加傾向にあります。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

◆年齢別

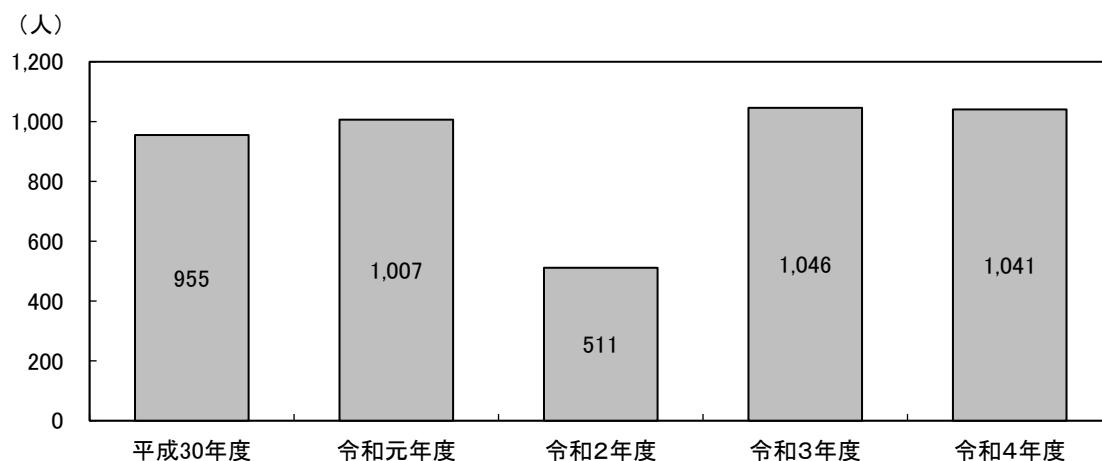


資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

合わせて、自立支援医療（精神通院医療）受給者数をみると、令和２年度で減少（※）したものの、平成３０年度と令和４年度で比較すると増加していることがわかります。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、受給者証の有効期間が１年延長されたことにより、申請者数が減少しています。

◆自立支援医療(精神通院医療)受給者数

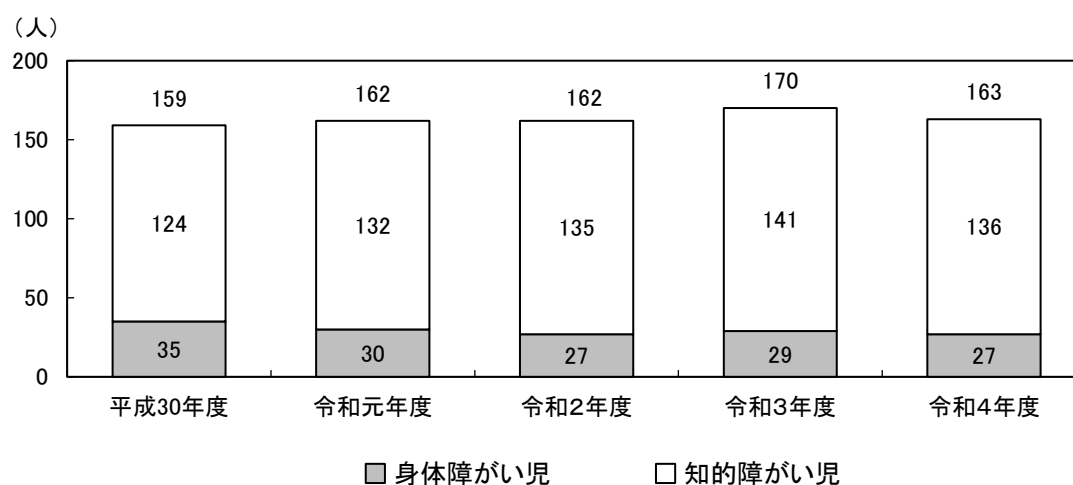


資料：橋本市福祉課（各年度３月末日時点）

(5) 障がい児の状況

障がい児の推移をみると、身体障がい児は減少傾向にあり、令和４年度で２７人となっています。知的障がい児では、令和４年度で減少しているものの、平成３０年度と比較すると増加しています。

◆障がい児の推移



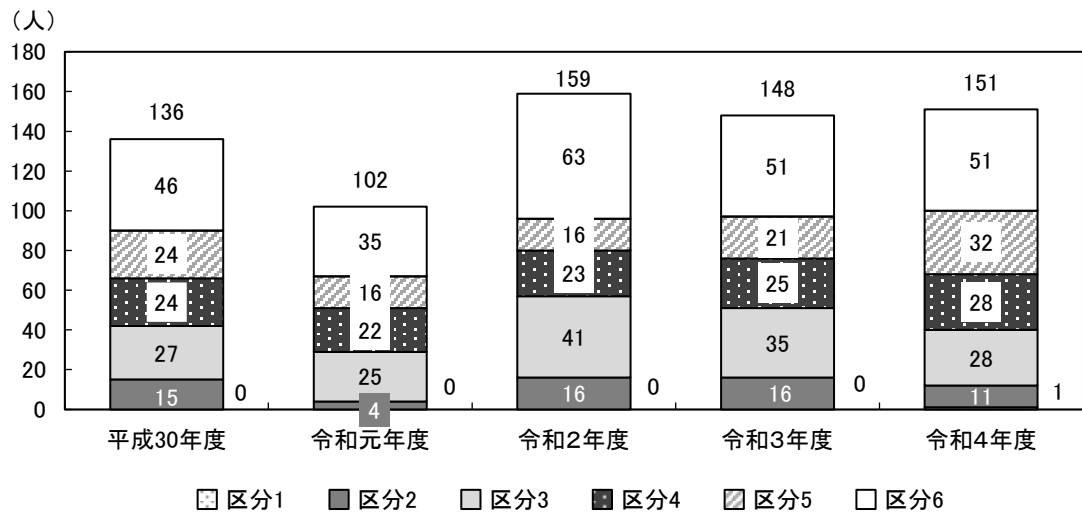
資料：橋本市福祉課（各年度３月末日時点）

(6) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分の認定状況をみると、全体数では、令和元年度に減少し、令和2年度以降増減を繰り返し、横ばいに推移しています。

区分でみると、区分6が多くなっています。

◆障害支援区分の推移



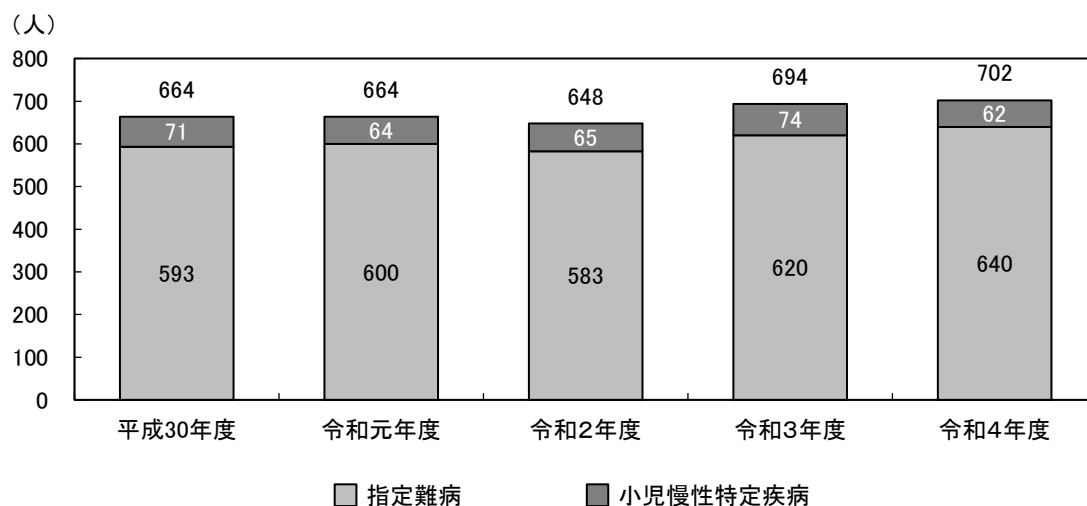
資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

3 その他の現状

(1) 難病患者への対応

難病患者の状況をみると、令和2年度で減少したものの、令和3年度以降増加しており、令和4年度で702人となっています。

◆難病患者の推移



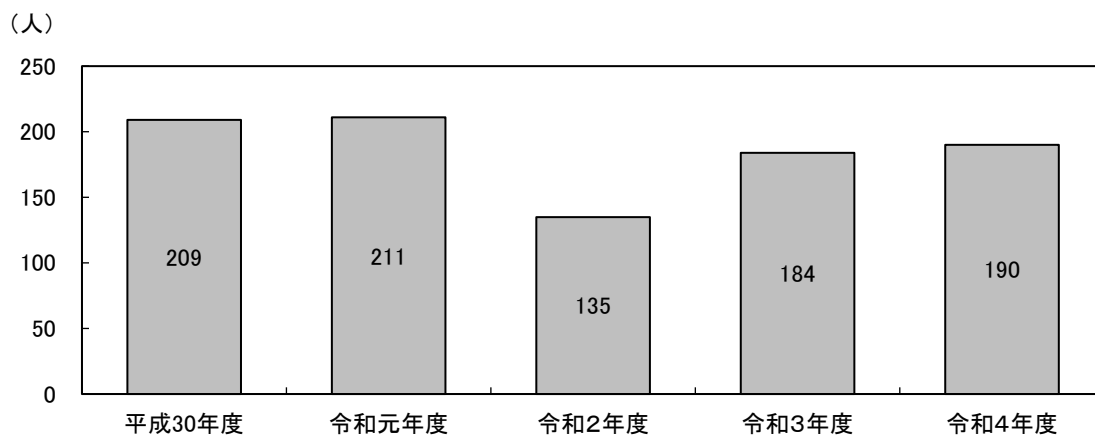
資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

(2) 自立支援医療(更生医療)の現状

更生医療の給付についてみると、令和2年度で減少（※）しましたが、令和4年まで増加傾向にあります。平成30年度と比較すると令和4年度の方が少なくなっています。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、受給者証の有効期間が1年延長されたことにより、申請者数が減少しています。

◆更生医療の給付状況



資料：橋本市福祉課（各年度3月末日時点）

(3) 障がい福祉サービスの現状

◆障がい福祉サービスの状況

単位:人/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①訪問系サービス	175	176	187
居宅介護(ホームヘルプ)	146	148	157
重度訪問介護	3	2	3
同行援護	25	26	26
行動援護	1	0	1
重度障害者等包括支援	0	0	0
②日中活動系サービス	513	534	543
生活介護	157	166	166
自立訓練(機能訓練)	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	19	29	32
就労移行支援	35	28	30
就労継続支援(A型)	58	54	56
就労継続支援(B型)	201	209	215
就労定着支援	3	7	4
療養介護	12	12	12
短期入所(ショートステイ)	27	28	27
③居住系サービス	130	142	150
共同生活援助	64	77	84
施設入所支援	66	63	65
自立生活援助	0	2	1
④相談支援給付	539	552	581
計画相談支援	539	551	579
地域移行支援	0	1	2
地域定着支援	0	0	0

◆障がい児福祉サービスの状況

単位:人/月

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
①児童通所給付		230	245	274
	児童発達支援	83	74	92
	医療型児童発達支援	0	0	0
	放課後等デイサービス	121	141	167
	保育所等訪問支援	26	30	15
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
②児童相談支援		153	162	211

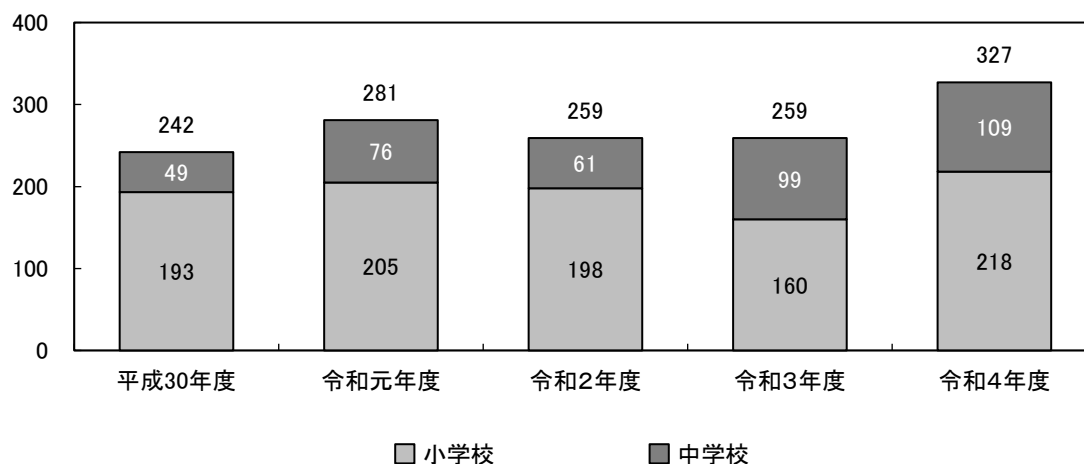
(4) 特別支援学級・学校の状況

市内の特別支援学級の在籍者数をみると、小学校では令和2年度、令和3年度で減少したものの、令和4年度では218人と増加しています。中学校では、令和2年度で減少したものの、令和4年度で109人と平成30年度と比較すると2倍以上の人数となっています。

市内の特別支援学校の在籍者数をみると、令和元年度で減少したものの、令和2年度以降増加傾向にあります。

◆市内の特別支援学級の在籍者数(橋本市内の各小中学校)

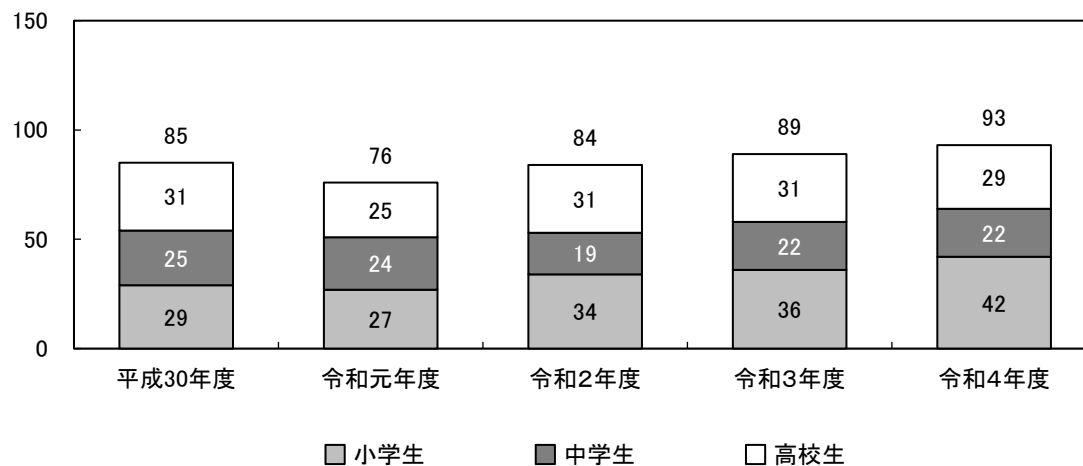
(人)



資料：橋本市教育委員会学校教育課（各年度3月末日時点）

◆市内の特別支援学校の在籍者数(橋本市にお住いの生徒数)

(人)



資料：きのかわ支援学校（各年度3月末日時点）

4 各種アンケート調査の実施

調査実施概要①

○障がい者手帳所持者の方を中心に、障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に実施

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
18 歳以上	1,750 件	785 件	44.9%
18 歳未満	250 件	98 件	39.2%

調査実施概要②

○障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に、市内で障がいのある人へのサービスを提供している事業所を対象に Web による回答方式で実施

調 査 票	有効回収数
事業所	25 件

調査実施概要③

○障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に、市内で障がいのある人に関係している活動団体を対象に実施

調 査 票	対象団体
団体	2 団体

(1) 障がいのある人対象のアンケート調査

〈暮らしや日常生活について〉

問9 あなたは、どこで生活していますか。

問11 あなたは、今後どのように暮らしたいと思いますか。

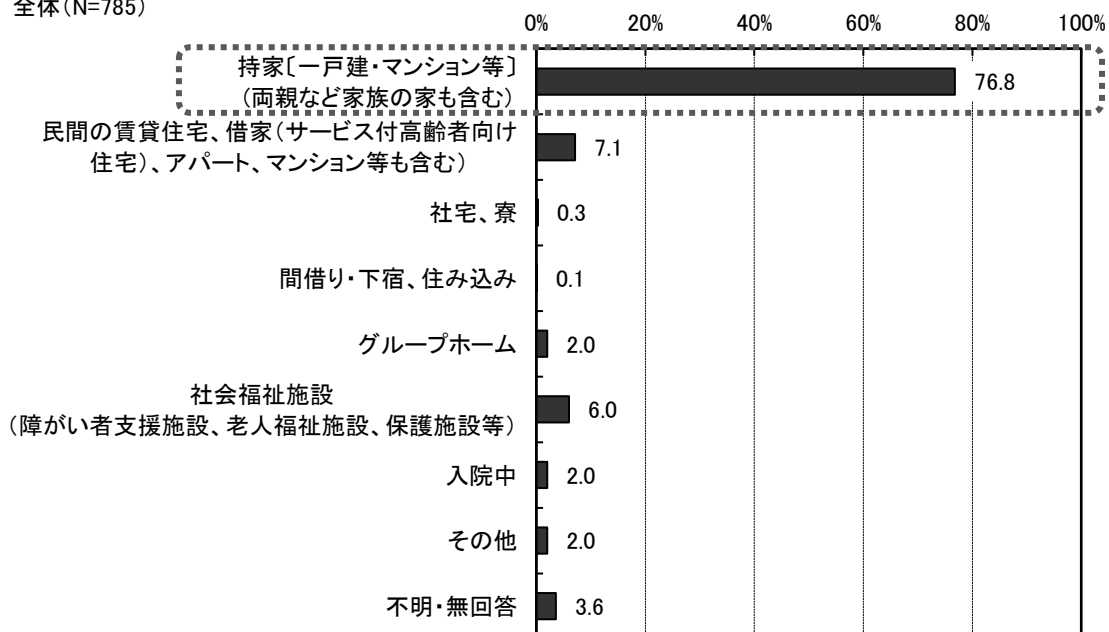
現在どこで生活しているかについてみると、「持家」が76.8%と最も多くなっています。近い将来の暮らし方についてみると、「家族といっしょに暮らしたい」が62.2%と最も多く、次いで「ひとりで暮らしたい」が15.7%となっています。

ポイント

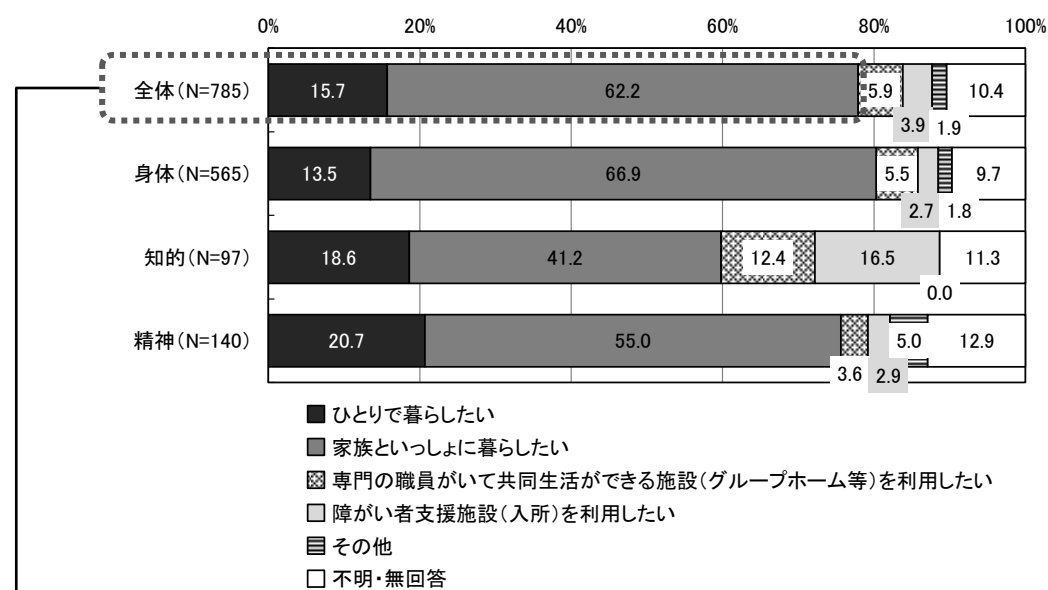
○本市に住んでいる障がいのある人は、持ち家で暮らしている人が多く、将来の暮らしについては家族や親族等と暮らしたい意向とひとりで暮らしたい意向が多くなっており、在宅で過ごすための施策が求められています。

◆生活場所

全体(N=785)



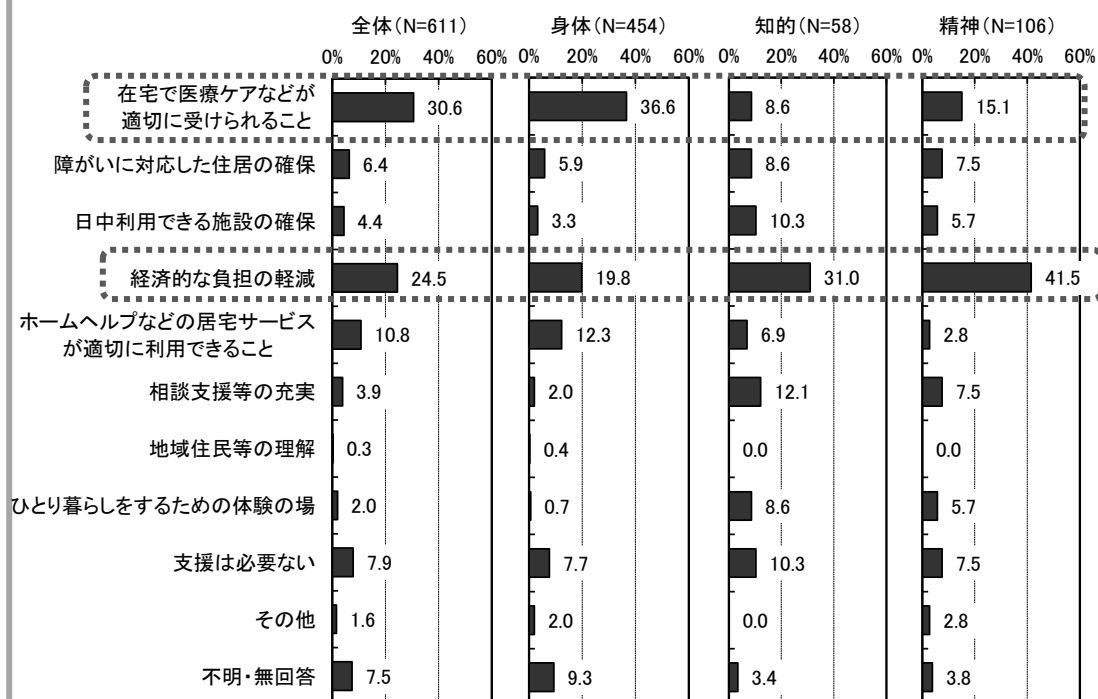
◆あなたは、今後どのように暮らしたいと思いますか。



ポイント

○在宅で暮らす際の支援として、身体障害者手帳所持者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。

◆在宅で暮らす際の必要な支援



〈介助の状況について〉

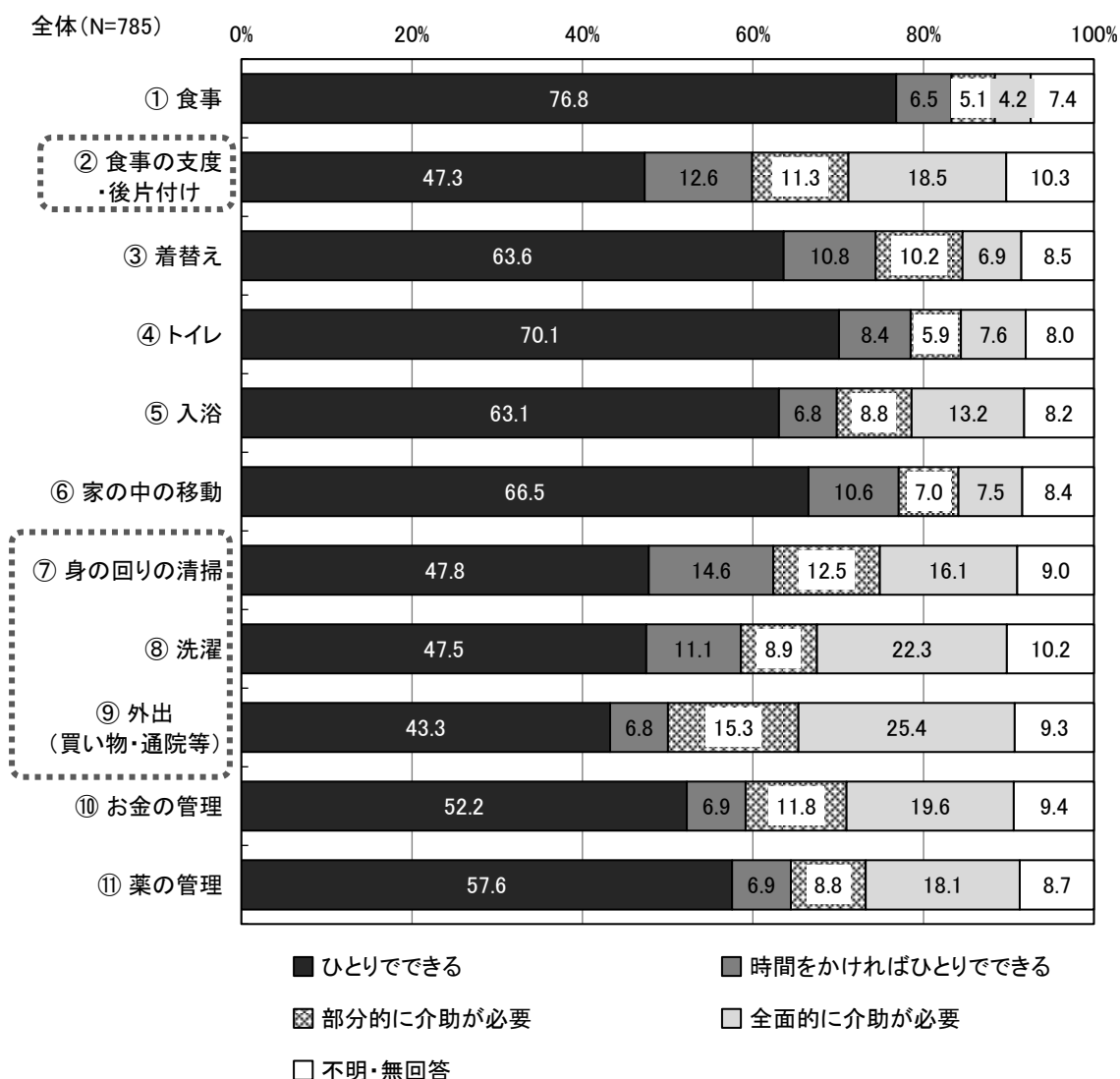
問 13 現在、次の①から⑪のことをするのに介助が必要ですか。

生活動作の介助の必要性についてみると、身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では、各項目で「ひとりでできる」割合が最も高くなっています。

ポイント

○手帳所持者によって、傾向は変化していますが、介助が必要な割合が高いものとして「食事の支度・後片付け」、「身の回りの清掃」、「洗濯」、「外出」があげられます。

◆介助の必要性



問 14 主な介助者はどなたですか。

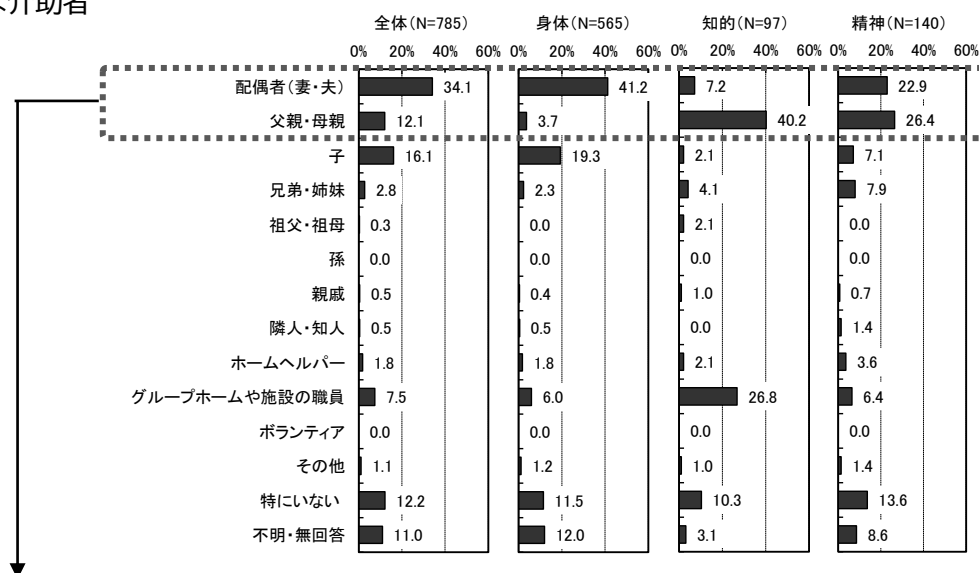
問 18 いつも介助している方が介助できなくなったとき、どうされますか。

主な介助者についてみると、身体障害者手帳所持者では「配偶者（妻・夫）」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「父親・母親」が最も高くなっています。いつも介助している方が介助できなくなったときの対応についてみると、「施設に入所する」が24.6%と最も高くなっています。

ポイント

○介助者の年齢は 50 歳以上が多くなっており、身体障がい者の場合、配偶者が多く、年齢層が高くなっていることから老老介護の可能性も高くなっています。介助者のニーズとして、介助できなくなった場合は「施設に入所する」も多くなっていることから施設入所のニーズが高まる可能性があります。

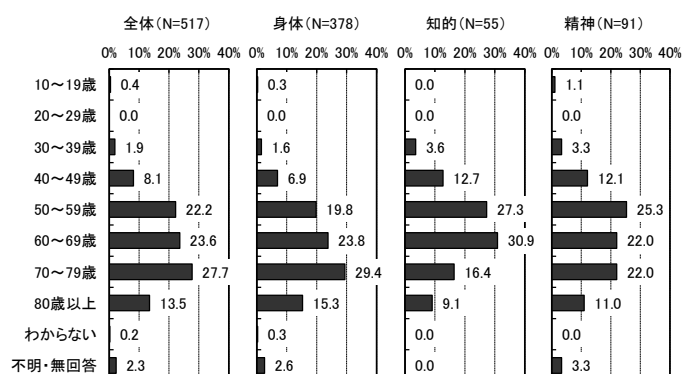
◆主な介助者



ポイント

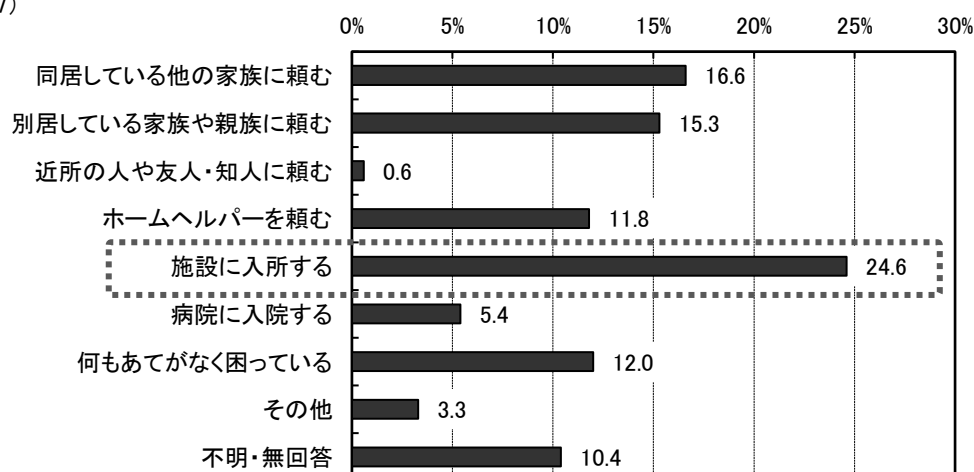
○療育、精神で親が介助者の場合も多くなっていることから 8050 問題や親亡き後問題が顕在化する可能性があります。

◆主な介助者の年齢



◆介助している方が介助できなくなったとき

全体(N=517)



〈仕事について〉

問 19 あなたは、どのような形で仕事をしていますか。

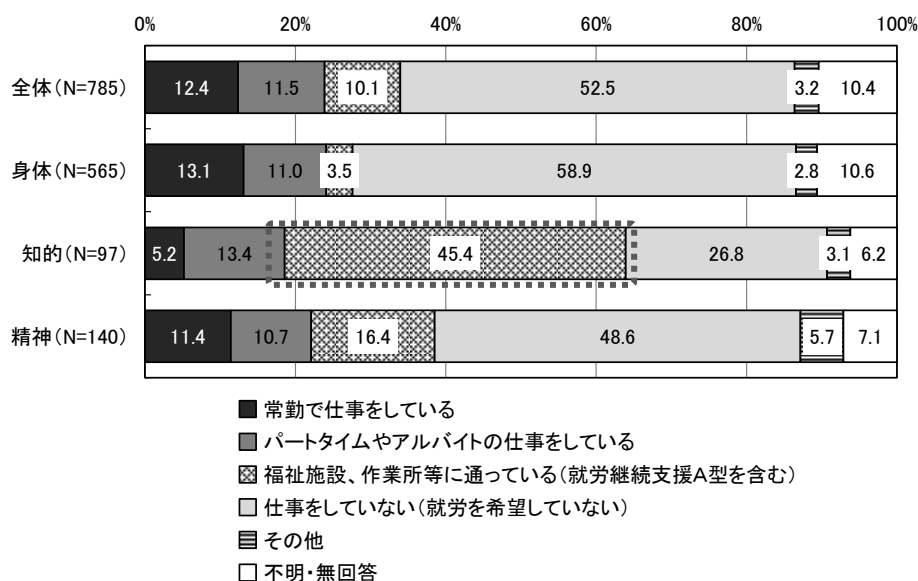
問 24 あなたは今後、どのように働きたいですか。(福祉施設、作業所等に通っている方)

仕事についてみると、「仕事をしていない（就労を希望していない）」が多くなっている一方で、療育手帳所持者では「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型を含む）」が多くなっており、今後の希望についても、「福祉施設、作業所等へ通いたい（就労継続支援A型を含む）」が多くなっています。

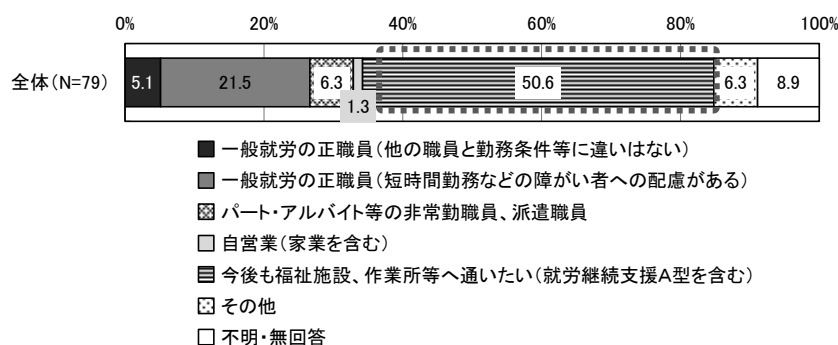
ポイント

○手帳所持者の年齢が高くなっていることから、無職と回答した方が多くなっている可能性があります。国の目標では一般就労の方を増やす目標を掲げており、就労移行支援、就労定着支援の充実が求められています。

◆仕事の状況



◆今後の就労意向(福祉施設、作業所等に通っている方のみ)



〈サービスについて〉

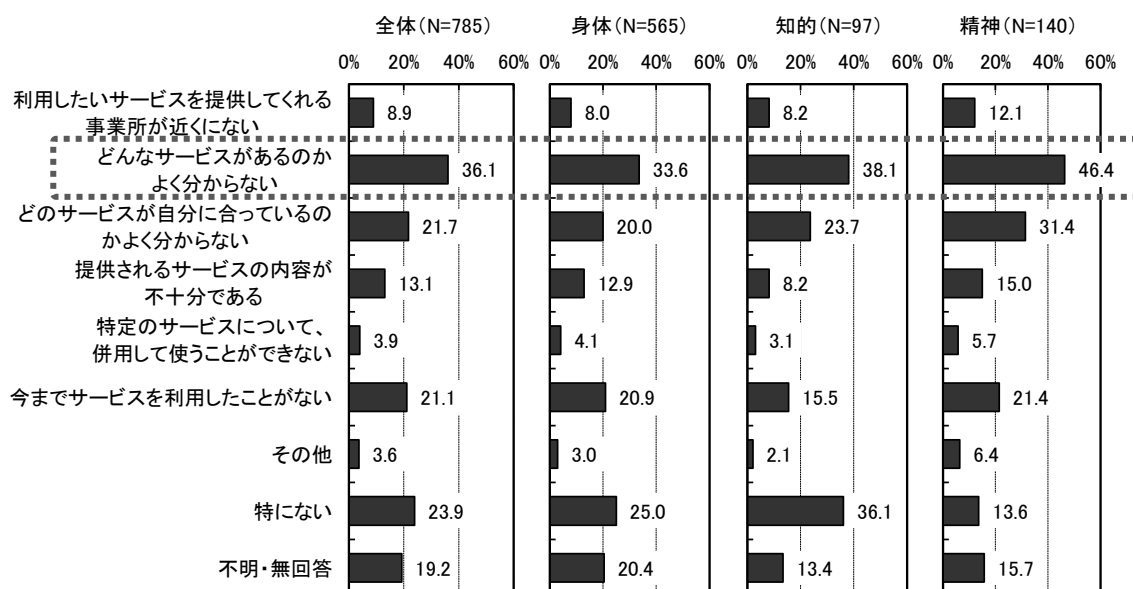
問 32 これまでサービス利用について不満や困ったことはありますか。

サービス利用について不満や困ったことについては、全体を通して、「どんなサービスがあるのかよく分からない」が多くなっています。

ポイント

○サービスに関する情報については、「市の広報紙」、「サービスを受けている所」、「市役所・保健所」が多くなっていることから、入手先となっている情報媒体を活用した情報発信が求められています。

◆サービス利用についての不満や困ったこと



〈外出について〉

問 36 外出のとき、よく利用する交通手段は何ですか。

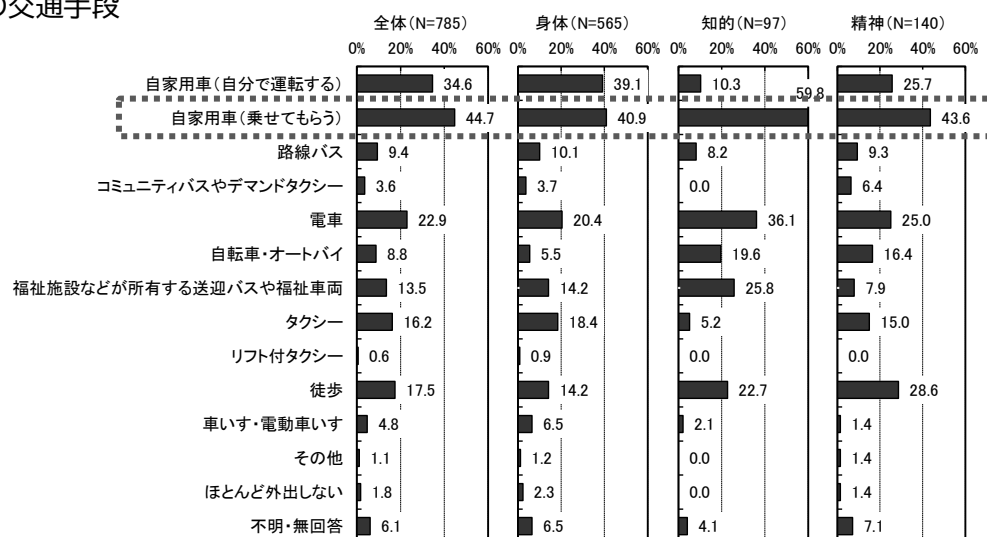
問 37 外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか。

よく利用する交通手段についてみると、「自家用車（乗せてもらう）」が44.7%と多くなっている一方で、「電車」、「徒歩」も多くなっています。外出のとき、不便に感じたり、困ることについてみると、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が高くなっています。

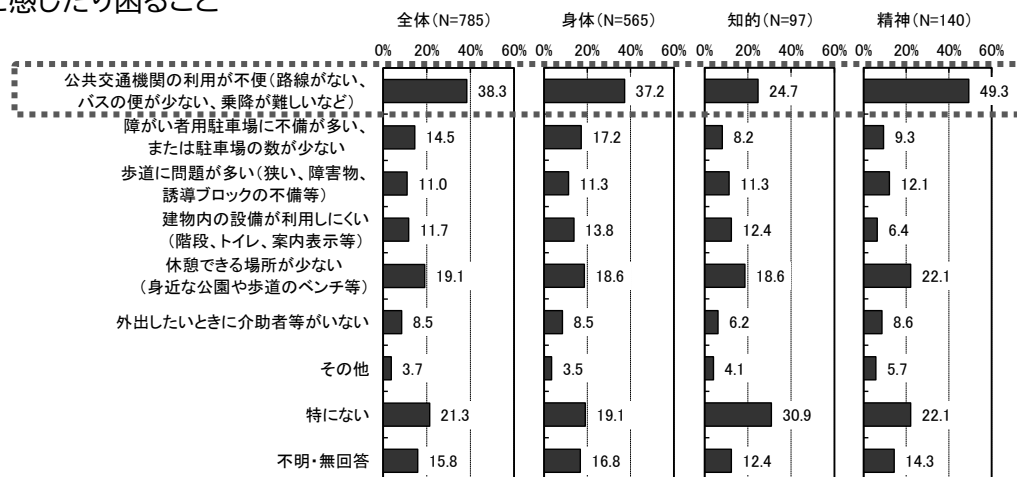
ポイント

○よく利用する交通手段が「自家用車（乗せてもらう）」となっているなかで、介助者の高齢化に課題が顕在化する可能性があります。また、「電車」と回答した方が多くなっている中で、「公共交通機関の利用が不便」が多くなっているため、移動に関する支援にニーズが高まっています。

◆外出時の交通手段



◆不便に感じたり困ること



〈災害発生時について〉

問 38 地震等の災害発生時の避難について、一人で避難することができますか。

問 39 地震等の災害発生時に、不安に感じたり困ったりすることは何ですか。

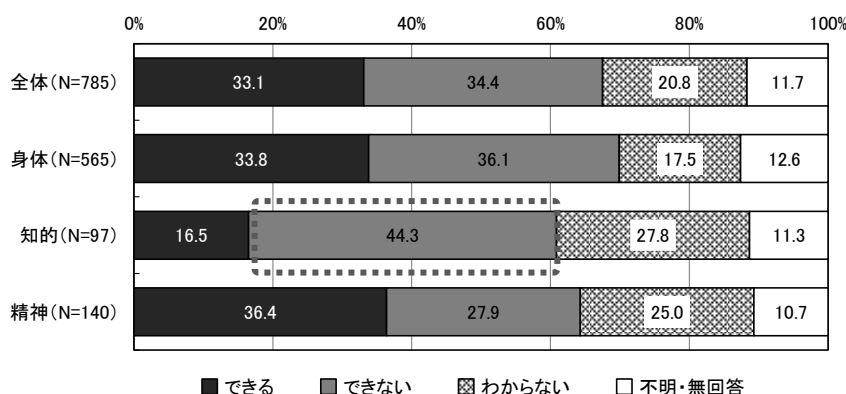
地震等の災害発生時の避難について、精神障害者保健福祉手帳所持者は一人で避難することができるという回答している人が多くなっている一方で、身体、療育手帳所持者はできないと回答している人が多くなっています。

地震等の災害発生時に、不安に感じたり困ったりすることでは、身体障害者手帳所持者では「避難場所の設備（トイレや廊下、階段など）に対する不安がある」、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難場所で集団生活することが困難である」が多くなっています。

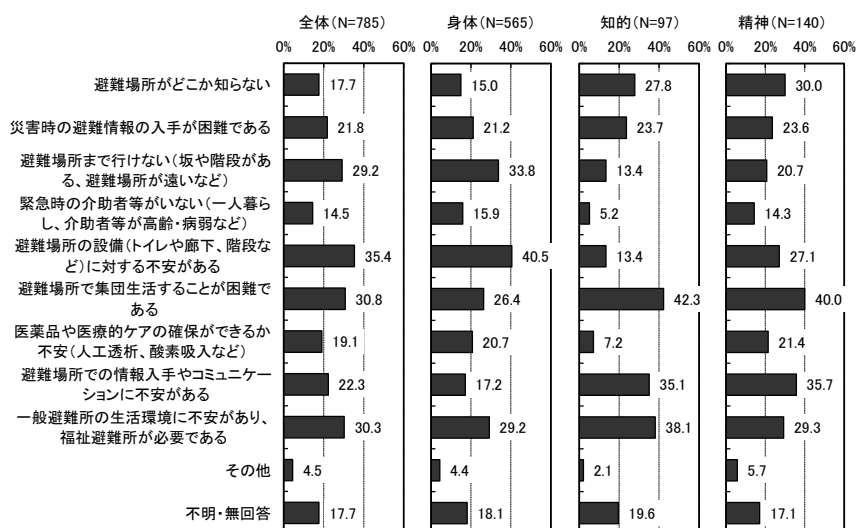
ポイント

○手帳所持者によって、傾向に変化があり、障がいの種別に合わせた対応が求められています。

◆一人で避難することができるか



◆地震等の災害発生時に、不安に感じたり困ったりすること



〈権利擁護について〉

問 40 あなたは日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることがありますか。

問 42 あなたは、橋本市民の障がいのある方に対する理解は進んできたと思いますか。

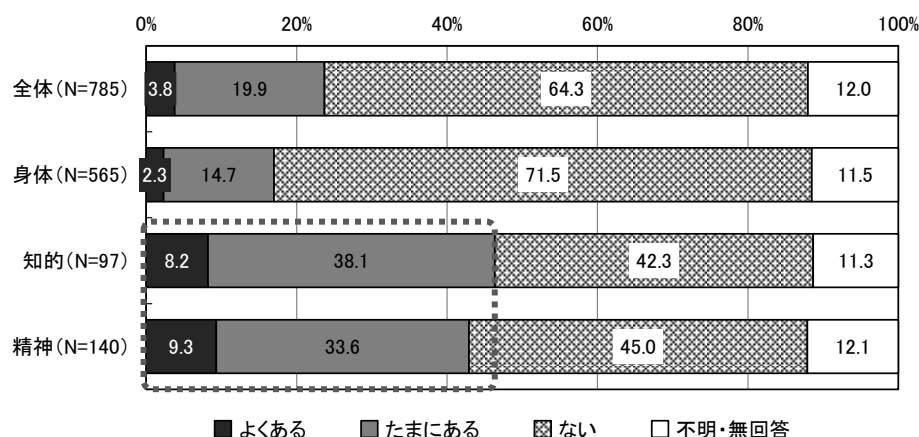
日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせをされたり、仲間はずれにされたと感じることは「ない」と回答している方が多くなっています。

市民の障がいのある方に対する理解は進んできたと思うかについては「どちらともいえない」が40.8%と高くなっています。

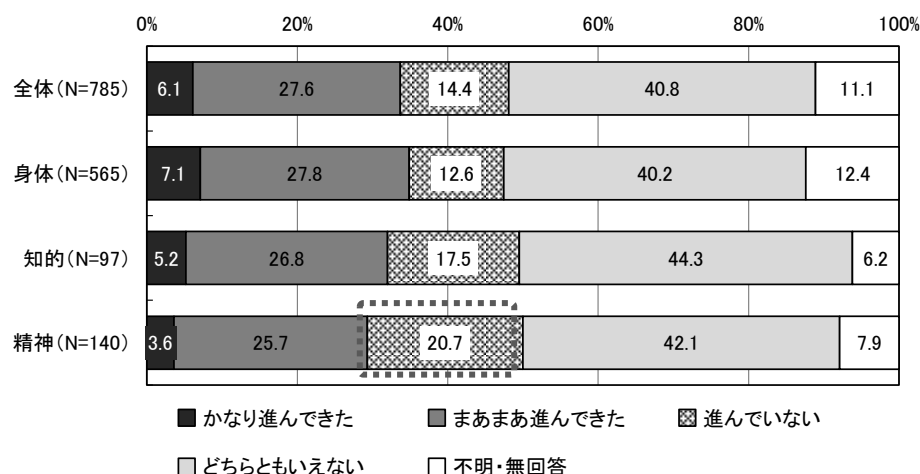
ポイント

○差別や偏見については、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者で感じている方が多くなっています。理解促進についても、判断がつかない方が多く、今後は、理解促進のための取組強化が求められています。

◆差別や偏見を受けるなど感じたことがあるか



◆障がいのある方に対する理解



〈相談・情報入手(18歳未満)について〉

問 22 サービスに関する情報をどこから入手していますか。

問 23 あなたは、お子さまについて困ったことがあるとき、だれに相談しますか。

問 24 障がいのあるお子さまやご家族への相談支援を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

サービスに関する情報の入手先についてみると、「市役所・保健所等」が55.1%、「たんぽぽ園、つくしんぼ園」が39.8%となっています。

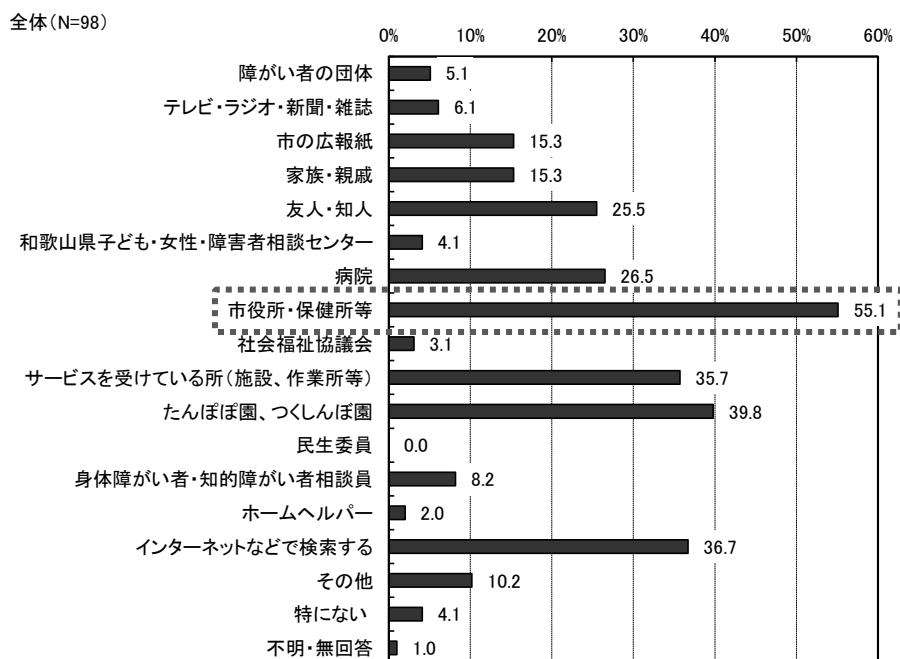
お子さまについて困ったことがあるときの相談先についてみると、「家族」が73.5%、「和歌山つくし医療・福祉センター」が32.7%となっています。

障がいのあるお子さまやご家族への相談支援を充実させるために必要なことについてみると、「身近な場所で相談できること」が60.2%、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」「福祉・教育・就労などの一貫した相談支援体制を充実させること」が39.8%となっています。

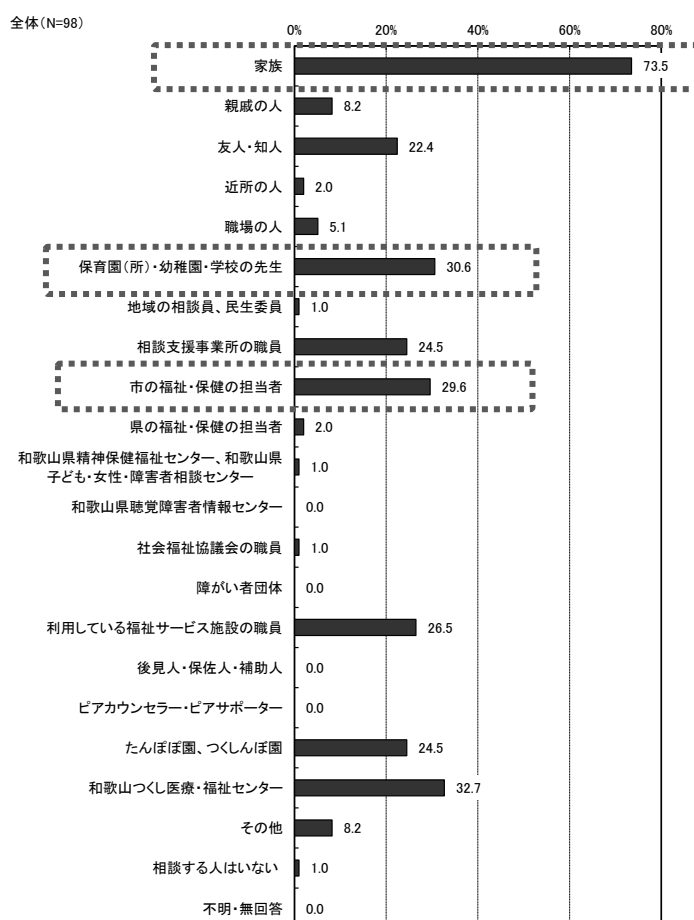
ポイント

○サービスに関する情報入手先、相談先をみると、家族に次いで、市役所・保健所が重要な役割を担っていることがわかります。相談支援を充実させるために必要なことは、身近な場所で相談できることとなっていることから、市役所・保健所が今以上に身近な存在となることが求められています。

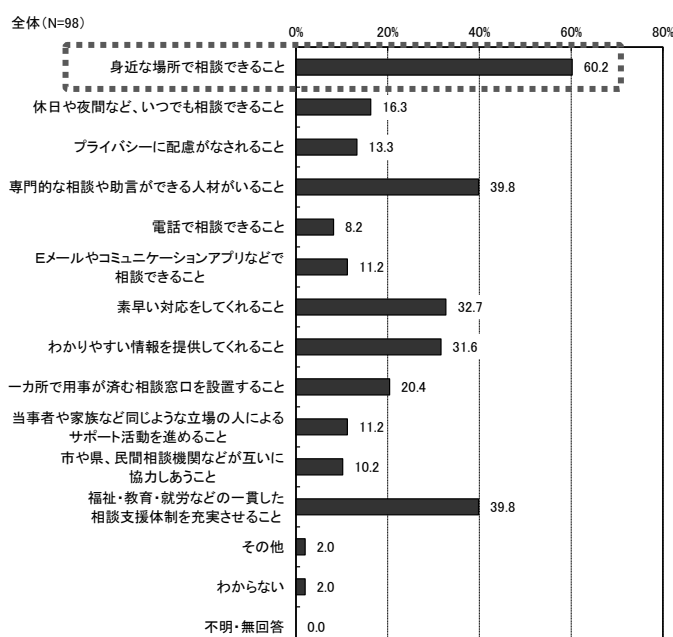
◆サービスに関する情報入手について



◆困ったことがあるときの相談先



◆相談支援を充実させるために必要なこと



(2) サービス事業所のアンケート調査

〈サービス向上に向けた課題と事業運営課題〉

問 提供するサービスの質の向上に向けた課題は何ですか。

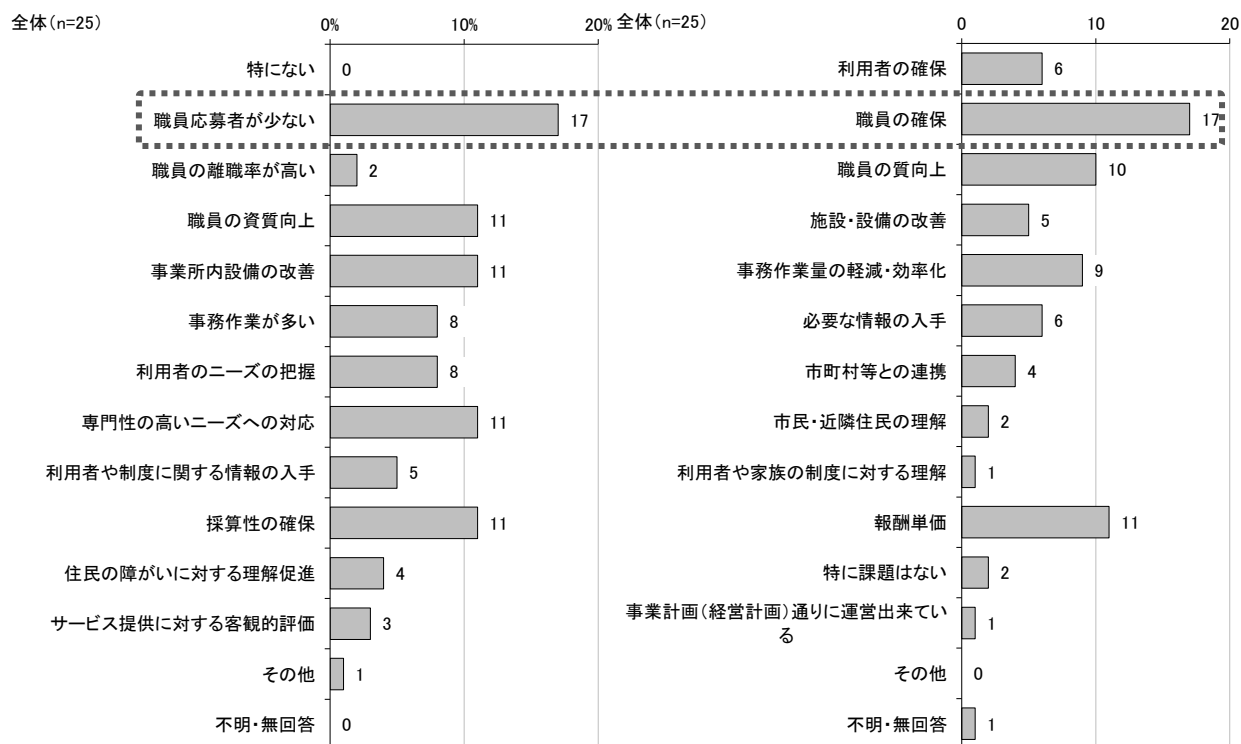
問 現在、事業運営について課題となっていることは何ですか。

提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「職員応募者が少ない」が17件と最も多くなっています。現在の事業運営の課題についてみると、「職員の確保」が17件と最も多くなっており、人材不足を課題とする事業所が多いことがわかります。

ポイント ➤ ○サービスの質の向上を図るためには職員の確保や職員の資質向上が課題となっており、事業運営の課題と共通していることがわかり、今後は、連携を図りながら人材の確保に努める必要があります。

◆提供するサービスの質の向上に向けた課題

◆事業運営についての課題



〈人材不足とその理由〉

問 現在のサービスの提供状況において、職員の過不足はどのように感じていますか。

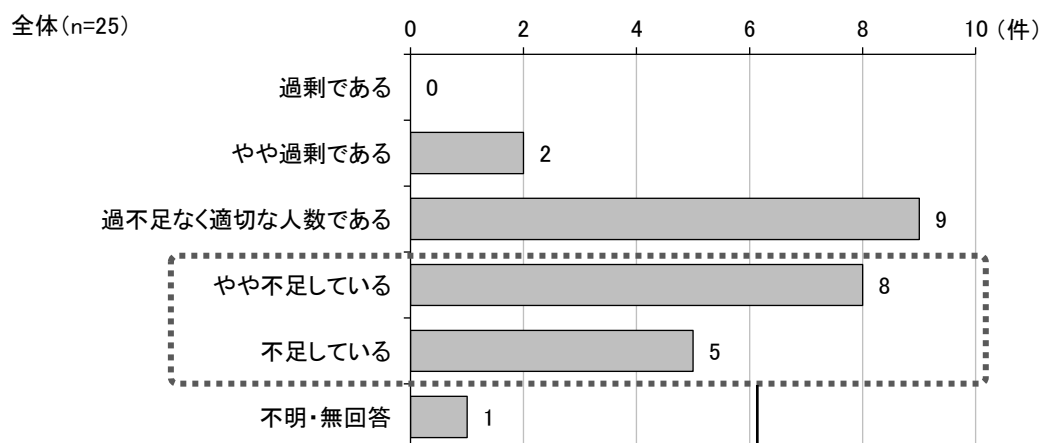
問 職員が不足している理由としてどのようなことが考えられますか。(不足を感じた事業所のみ)

現在のサービスの提供状況において、職員の過不足をどのように感じているかについてみると、「やや不足している」、「不足している」の合計は13件となっています。不足の理由としては、「人材を募集しても人が集まらない」が10件と最も多く、次いで「報酬が低く、人件費の確保が困難」が8件となっています。

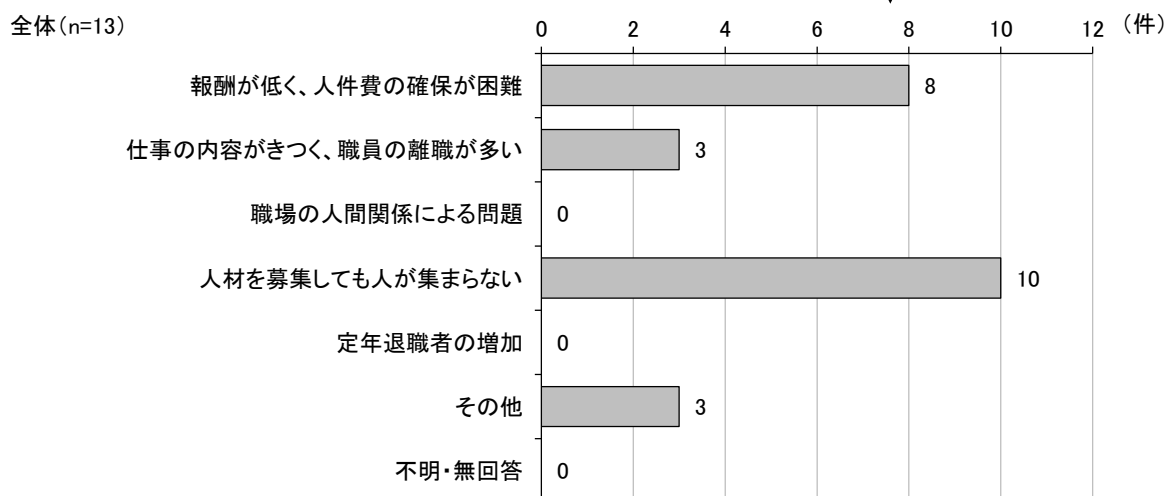
ポイント

○人材については、不足を感じている事業所が半数以上となる中で、人材を募集しても集まらない現状もあり、報酬の低さを課題とあげる事業所が多くなっています。

◆現在のサービス提供状況における職員の過不足



◆不足している理由



〈市に不足していると感じること〉

問 サービスを提供するにあたって、市に不足していると感じること、要望は何ですか。

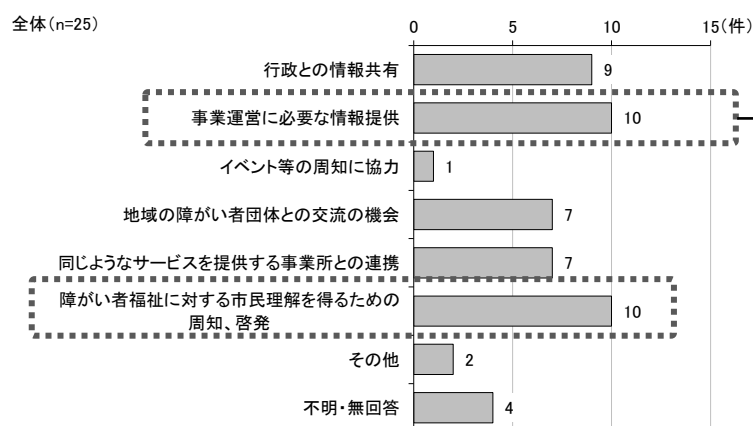
問 貴事業者が適切な事業を運営するために特に必要な情報は何か。

サービスを提供するにあたって、市に不足していると感じること、要望についてみると、「事業運営に必要な情報提供」「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」が多くなっています。事業を運営するために特に必要な情報についてみると、「障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等に係る情報」が多くなっています。

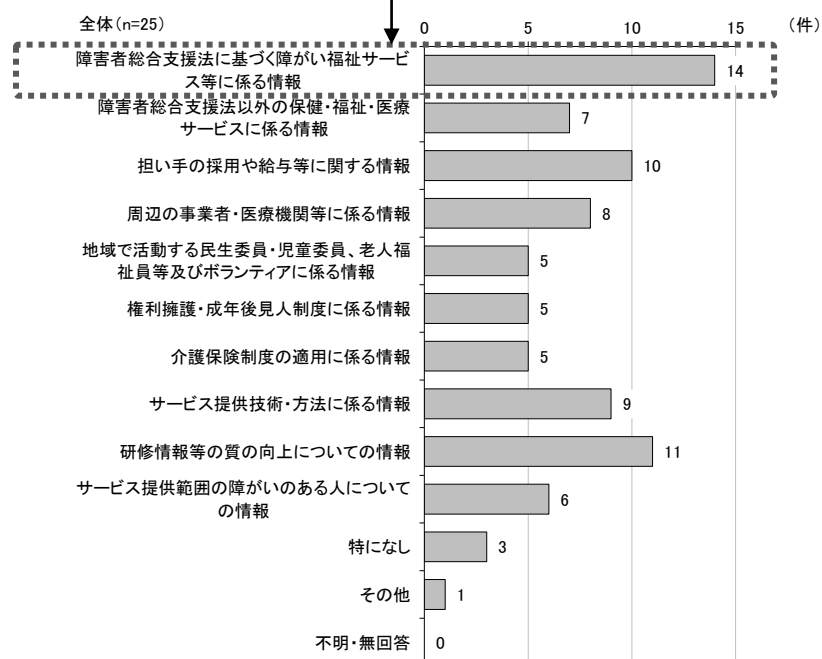
ポイント

〇市に対して不足を感じることは、情報提供や障がい福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発となっており、特にサービスに係る情報を求めていることから、今後は事業所との連携を深める必要があります。

◆市に不足していると感じること、要望



◆適切な事業を運営するために特に必要な情報



(3) 関係団体ヒアリング調査

〈日常の団体活動における問題点や今後の課題等について〉

- 高齢者が増え、会を退会される人もいる。
- 知的障がいの人が増えている印象があり、8050 問題が顕著化するのではないかと。
- 会員の高齢化が進み、参加できる活動内容が限定されてきた。
- 新規の会員が減少してきている。
- 移動のための交通手段がない。
- 市が所有するマイクロバスを有効活用したい。



〈活動する上で、他の団体や組織等との連携について〉

- 身体障がい者スポーツ教室等の開催などで和歌山県障害者スポーツ協会と連携している。
- 点字、要約筆記講習会等各種講習会の開催をしている。



〈理解の促進や地域交流について〉

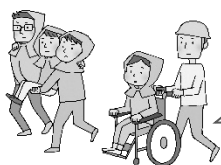
- 障がい者差別については、昔に比べて減ってきたように思われる。
- 声かけをしていくことが大事だと思う。
- イベントなどに参加してもらうなど、声かけをしていくことが大事。



〈生活支援について〉

- 入所施設に入っている場合移動支援が使えない。
- 利用できる福祉サービスについてよく分からないため、使えるサービスについて相談できる場所を知りたい。



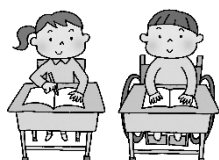


〈安全・安心について〉

- 安全に避難先に避難するための支援体制を望む。
- 障がい者への地域の見守りが少し不足しているように思える。
- 災害時に学校の教室を開放することが必要。

〈就労・経済的自立支援について〉

- 知的や精神に障がいのある方の場合、仕事に就いてもなかなか定着しないこともある。
- 企業との連携も必要だと思う。



〈保育・教育・療育について〉

- つくしんぼ園やたんぼ園など障がいのある子どもへの支援体制が充実してきていると思える。
- 家族への支援と交流を充実してほしい。

〈保健・医療について〉

- 通院の負担が大きい。
- 障がい歯科が市内にはなく、緊急の対応に困ることがある。
- いきいきルームの利用日が月に一度だけで少なく思う。

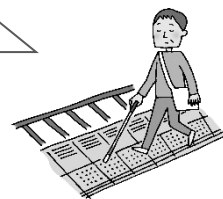


〈文化芸術・スポーツ・地域活動について〉

- スポーツ活動についてコロナ禍が明けて、以前にも増して活動を行っていきたいと考えている。
- 陶芸を習っていることもあり、今後展覧会等を開催したい。

〈公共施設整備等について〉

- 市協交差点の歩道のバリアフリー化が進んだことはよかったと思う。
- 駅ホームからの転落防止措置をしてほしい。
- 聴覚障がい者が駅でのトラブルの際、テレビモニターやスマートフォン等で手話通訳を利用できるような合理的配慮が必要。



〈情報提供や相談体制について〉

- 家族介助者への支援として、相談にこないからよいのではなく、気に掛けることが大事だと考えている。
- 問題が起きる前に予防することが大事。
- 利用できる福祉サービスについてよく分からないため、使えるサービスについて相談できるところの周知が必要。
- 様々な情報を入手するための手段を増やすため、スマートフォンの使い方講習会等の開催が必要。

5 課題のとりまとめと今後の方向性

(1) 障がいへの理解促進について

障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められています。アンケート調査や団体ヒアリング調査では、理解促進は進んできたと感じている人もいる一方で、様々な場面で差別や偏見等を感じていることがうかがえます。

市民が障がいの正しい知識を学ぶための講座や講演会等を求める声もあります。障がいに関わる情報を広報等で提供するだけでなく、実際に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会の創出が求められています。

(2) 情報提供や相談支援の充実について

障がい福祉サービスについての情報を提供している中で、アンケート調査や団体ヒアリング調査、事業所調査によると福祉サービスの具体的な内容や利用方法に関することや困ったときに相談できる機関・場所に関する情報の充実してほしいという声があることや、事業所では福祉サービスについての情報提供を求めているなど、情報提供体制に課題があります。情報提供の方法を工夫することに加え、障がいのある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報を提供し、適切なサービスにつなげることも大切です。そのため、相談支援事業所・行政・サービス提供事業所等の障がいのある人を取り巻く多機関の連携強化と障がい・高齢・子ども子育て・生活困窮等の様々な分野が横断的につながる相談体制づくりが求められています。

(3) 障がいのある人とその家族の負担軽減について

障がいのある人を介助している家族は、介助者自身の健康や、介助者が介助できなくなったときの障がいのある人本人の将来等に不安を感じており、「親亡き後」が問題視されています。

また、身体的・精神的な負担を抱えている介助者も少なくありません。障がいのある人が一人でも地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の居住支援や地域で障がいのある人の暮らしを支えていけるようなネットワーク構築、障がい福祉サービスの充実等が求められています。

(4) 保健・医療について

日常生活の中で、急病やけが等の緊急時の対応及び医療・健康について不安であるという声や、通院の際の外出に課題があることをあげる声が多く、緊急時でも対応できる保健・医療のニーズが高いことがうかがえます。障がいの早期発見や障がいのある人の健康維持、重症化防止等を図るため、地域における保健・医療体制の整備が大切です。また、市の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることや、国において精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざしていることから、若いころからのこころの健康づくり対策や精神障がいのある人への健康相談等の充実が求められています。

(5) 移動手段の確保について

アンケート調査によると家の車で外出している人が8割近くとなっており、自分で運転できる人もいる一方、家族の支援がないと外出できない人もいます。家族の負担軽減のためにも、家族以外の支援を受けて外出できるような体制づくりが必要になります。市では、移動支援事業等、外出支援を行っていますが、公共交通機関の駐車場までの移動や団体で移動する際の移動手段の確保が課題となっています。

(6) 災害時の対応について

日常生活の中で特に災害時の対応が不安という声が多く、また、アンケート調査では障がい種別によって、災害時に一人で避難できるか不安という人も多くいます。災害時に障がいのある人の家族や職員等が必ず避難の誘導等ができるとは限らないため、地域住民がその地域の障がいのある人を把握し、いざという時に助け合える関係を築いておくことが大切です。

また、災害発生時の避難所の運営についても、障がいのある人への配慮がある運営がされているかどうかは今後の課題となります。災害時に障がいのある人が孤立しないよう、福祉避難所の周知や個別避難計画の作成、地区の民生委員・児童委員や関係機関等との災害時要配慮者名簿の共有等の一層の充実が求められています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

すべての人が、お互いを尊重し

いきいきと安心して暮らせるまち 橋本



障がいのある人が自ら望む生活を「自分で選び」、「自分で決める」ことができる環境整備を進め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現させることが必要となっています。そのためには障がいの有無にかかわらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、さらには地域で役割をみつけ、活躍できる地域共生社会の実現が望まれています。

いきいきと安心して暮らせるまちというのは、障がいのある人が心身ともに健康で、地域での理解促進が図られた中で、安心して暮らせるまちであることを示しています。

本計画は、「ノーマライゼーション」の理念に基づき一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら誰ひとり取り残されない共に生きる社会の実現をめざし、基本理念を定めます。

2 基本目標

基本理念に基づく、住み慣れた地域社会の中で、すべての人が互いに尊重し支え合い、いきいきと活動しながら共に生活していくまちづくりを実現するため、以下を基本目標とします。

(1) 理解促進により共生社会を実現する

障がいのある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障がいのある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に係る意識啓発を行い、障がいへの理解の推進を図ります。また、福祉人材の確保やボランティア活動の活性化をめざし、市民が福祉に興味・関心を持てるような取組を推進します。

(2) 地域で自立した生活を支える

障がいのある人が自己決定と自己選択に基づき、障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度等の権利擁護の取組や経済的な支援を推進します。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげられるような相談体制づくりを推進します。

(3) 保健・医療・福祉サービスの充実を図る

障がいのある人やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。また、地域移行や介助者の負担軽減につながるよう、居住基盤の整備や移動手段の確保等を推進します。

(4) 教育や就労・社会参加を実現する

一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう、療育・教育から就労まで切れ目のない一貫した支援を図ります。また、社会参加の促進に向け、活動を支援する人材の確保や参加しやすい活動の場の充実、図書館等の施設を利用しやすい環境づくり等を推進します。

(5) 安心できる生活環境を整備する

障がいのある人だけではなく、市民全員にとって住みよい生活環境の整備に向け、ハード面・ソフト面両面のバリアフリーを推進し、福祉のまちづくりをめざします。また、災害時に障がいのある人が孤立しないよう、地域のネットワークづくりを推進します。さらに、障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、まず行政機関の職員が障がいに対する理解を深めるなど、行政サービスにおける配慮を推進します。

3 施策体系

基本目標	施策の方向	主な取組
1 理解促進により共生社会を実現する	1. 意識啓発・広報の推進	○広報紙等による情報提供 ○啓発媒体の充実 ○人権相談・指導体制の強化
	2. 福祉教育の充実	○学校教育における理解促進 ○福祉体験教育機会の拡充 ○社会教育における福祉教育 ○各種行事による交流促進
	3. 福祉に携わる人材の育成・確保	○手話奉仕員の確保・養成 ○ボランティア・住民参加型活動の促進 ○専門従事者の確保・養成 ○研修等の参加促進
2 地域で自立した生活を支える	1. 相談・情報提供の充実	○相談支援の充実 ○包括的な相談支援体制の強化 ○障がい者相談支援事業の充実 ○当事者による相談の充実 ○相談窓口の周知と対応の充実
	2. 経済的支援の推進	○年金制度や各種手当の利用促進 ○割引・減免等制度の利用 ○生活福祉資金貸付制度等の利用の促進 ○医療費の助成
	3. 権利擁護の推進	○権利擁護施策の促進 ○虐待の防止及び早期対応 ○緊急の対応並びに再発の防止
	4. 障がいのある人を支える家族への支援の充実	○障がいのある子どもやその家族に対する相談の充実 ○障がいのある人を支える家族同士のネットワークづくりの推進 ○レスパイトケアの充実
3 保健・医療・福祉サービスの充実を図る	1. 障がい者保健対策の推進	○乳幼児健康診査等の充実 ○成人保健対策の充実 ○こころの健康づくり対策
	2. 障がい者医療サービスの確保	○地域リハビリテーション体制の充実 ○難病患者の保健医療の充実 ○精神障がいのある人の医療の充実
	3. 福祉サービスの充実	○訪問系サービスの実施 ○日中活動系サービスの実施 ○居住支援・施設系サービスの実施 ○意思疎通支援の充実 ○地域生活支援拠点等の整備 ○訪問入浴サービスの充実

基本目標	施策の方向	主な取組
4 教育や就労・ 社会参加を実現する	1. 療育・教育の充実	○保育環境の整備 ○早期療育体制の整備 ○共に育つ学校教育の充実 ○教育環境の整備
	2. 雇用・就業の促進	○障がい者雇用に係る制度の周知と啓発 ○雇用・労働施策との連携強化 ○就労の促進 ○行政における雇用の創出
	3. スポーツ・文化活動の促進	○学校外活動・社会教育の充実 ○スポーツ・レクリエーション活動の推進
5 安心できる生 活環境を整備 する	1. 福祉のまちづくりの推進	○福祉のまちづくりの推進 ○都市基盤（公共施設）の整備・充実 ○住宅改造への支援 ○移動手段の整備・充実
	2. 防災・安全対策の強化	○防災対策の推進 ○防災情報の的確な提供 ○地域防災体制の整備 ○障がいのある人の消費者被害の防止
	3. 行政サービス等における配慮 の推進	○障がいのある人に対する市職員の理解の 促進等 ○合理的配慮 ○情報保障の充実

第4章 計画推進に向けて

1 庁内の連携体制

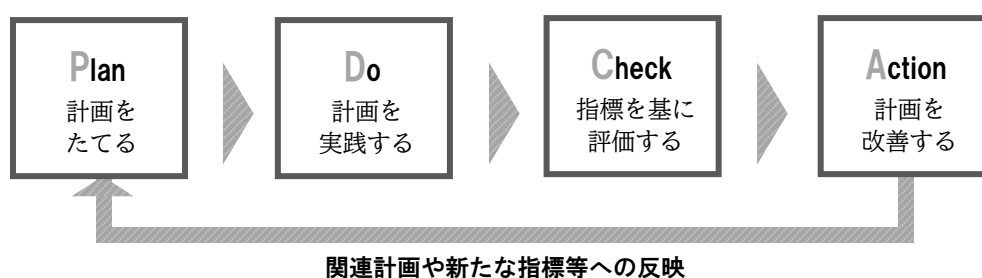
障がい者施策の推進については、福祉の他にも、教育、就労、保健・医療、都市計画等の各分野における全庁的な取組が必要となってきます。庁内各課の連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進します。

2 県、近隣自治体及び関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、県に協力を呼びかけ、施策の総合的な展開に努めるとともに、近隣自治体と合同で進めることがふさわしい施策については、協力しながら施策を推進します。さらに、障がい福祉サービス事業所をはじめとする関係機関とも連携しながら障がい者施策を推進します。

3 進捗状況の管理

市としての確に進行管理を行うとともに、障害者施策推進協議会にその状況を報告し、意見を聴くこととします。また、計画期間中に障がい者施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。





各 論

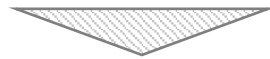
障がい者計画の施策展開

基本目標1 理解促進により共生社会を実現する

1. 意識啓発・広報の推進

◆方向性◆

合理的な配慮の不提供や不当な差別的取り扱いが解消される社会に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を行っていきます。また、障がいや障がいのある人に対する市民の理解が深まるよう、広報紙やホームページ等様々な媒体を活用して、積極的に情報提供をします。



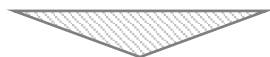
◆主な取組◆

取組名	広報紙等による情報提供	担当課	福祉課
内容	○障がいに関する市民の正しい理解と認識を深めるため、広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動を推進します。		
取組名	啓発媒体の充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人に対する理解が深まるよう、パンフレットやSNS等を活用し、障がいに関する知識・情報等を発信します。		
取組名	人権相談・指導体制の強化	担当課	人権・男女共同推進室
内容	○人権啓発資料展におけるパネルの展示等により、人権について広く市民に啓発を図ります。 ○「人権講演会」の開催、差別をなくす啓発ポスター等の募集など、人権問題に対する理解と認識を深める機会の拡充を図り、市民一人ひとりが人権を尊重する社会づくりに向けた意識啓発を推進します。		

2. 福祉教育の充実

◆方向性◆

小中学校等の学校教育において、障がいや障がいのある人への理解を深める教育を推進し、お互いに認め合い助け合う心を育てます。また、地域や関係機関との連携により、交流を促進し、互いに学びのある環境を整備します。



◆主な取組◆

取組名	学校教育における理解促進	担当課	学校教育課
内容	○人権尊重の視点に立ち、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市内各学校において、総合的な学習の時間などを活用し福祉教育を推進します。		
取組名	福祉体験教育機会の拡充	担当課	学校教育課
内容	○小・中学校と特別支援学校との交流学习や福祉施設での体験学習等、障がいのある人とのふれあいの場と機会の充実を図ります。		
取組名	社会教育における福祉教育	担当課	福祉課 地域振興室
内容	○障がいのある人に関する講座や講演会等について、障がいの正しい知識を学ぶ機会として市民に提供できるよう周知啓発に努めます。 ○障がいのある人が安全かつ安心して通行できるよう、交通マナーに対する市民意識の啓発を推進します。		
取組名	各種行事による交流促進	担当課	生涯学習課 中央公民館
内容	○障がいのある人も各種行事に参加できるように、環境整備に努めます。 ○障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表する場として、市民総合文化祭や公民館まつりでの福祉施設等作品展を実施します。		

3. 福祉に携わる人材の育成・確保

◆方向性◆

障がい福祉サービスの質の確保・向上に向けて、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。また、ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動等により、市民の参加を促進し、ボランティア活動を活性化させます。

◆主な取組◆

取組名	手話奉仕員の確保・養成	担当課	福祉課
内容	○手話奉仕員養成講座の開催により、手話奉仕員の人材確保・養成を推進します。		
取組名	ボランティア・住民参加型活動の促進	担当課	地域振興室
内容	○社会福祉協議会等と協力し、ボランティア活動の充実を促進します。 ○市民活動サポートセンターを拠点とし、より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティア団体への情報発信やボランティア養成講座を開催するなど、活動への参加機会を提供し、ボランティアの育成を促進します。		
取組名	専門従事者の確保・養成	担当課	福祉課 いきいき健康課 子育て世代包括支援センター こども課
内容	○福祉に関わる専門従事者の計画的な養成を国・県に要望します。 ○福祉人材の確保のため、市内の障がい福祉に係る資源や事業所の雇用情報等について、市のホームページ等での周知を検討します。 ○関係機関と連携しながら、保健、医療、福祉、介護、療育の専門職の確保に向け人的資源の掘り起こしに努めます。		
取組名	研修等の参加促進	担当課	福祉課
内容	○県等が主催する障がい福祉サービス従業者養成研修等への参加を促進し、適切な支援ができる人材の育成を図ります。 ○市職員向けの研修を周知し、職員のスキルアップや理解促進に努めます。		

基本目標2 地域で自立した生活を支える

1. 相談・情報提供の充実

◆方向性◆

相談窓口の周知及び相談体制の充実を図り、相談者が相談しやすい場づくりや多様な相談方法等一人ひとりに合わせた相談支援に努めます。また、障がいのある人からの各種相談に対応できるよう、関係機関との連携体制を強化します。さらに、障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、わかりやすく情報を提供し、適切な支援につなげます。

◆主な取組◆

取組名	相談支援の充実	担当課	福祉課
内容	○必要な情報提供や権利擁護につながるよう、一人ひとりの状況に適切に対応できる相談支援の体制を充実します。 ○障がい者相談員や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、相談者が相談しやすい環境の提供に努めます。 ○総合的な相談支援を強化するために障がい者相談支援センターや基幹相談支援センターとの連携を図ります。 ○障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう、特定相談支援事業所、関係機関等が連携したケアマネジメント体制の充実を図ります。		
取組名	包括的な相談支援体制の強化	担当課	家庭教育支援室 福祉課
内容	○属性や世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止めることができるよう、重層的支援体制の整備を進めます。 ○ヤングケアラーやひきこもり、8050 問題等単独では対応が難しい複雑化・複合化した問題については、関係部署や関係機関と連携し、適切な支援につなげます。		
取組名	障がい者相談支援事業の充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人やその家族が、福祉に関するサービスや制度などに関する相談が身近に利用できるよう、障がいの特性に対応した相談支援事業を実施します。 ○障がい原因と見込まれる相談の内容に応じて、市が委託する障がい者相談支援専門員への取り次ぎや手話通訳者等の配置により、障がいのある人からの様々な相談に対応できる体制の整備を図ります。		
取組名	当事者による相談の充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の身近な問題について様々な相談に応じるため、当事者の中から身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を委嘱します。		

取組名	相談窓口の周知と対応の充実	担当課	福祉課
内容	○市のホームページ等を活用し、各種相談窓口を周知します。 ○意思疎通支援等、相談対応の充実を図ります。 ○相談窓口の周知を図り、早い段階で悩みごとや困りごとの解決につなげられるよう、相談支援の充実を図ります。		

2. 経済的支援の推進

◆方向性◆

生活や医療に係る費用の負担を軽減し、障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促します。また、障がいのある人のニーズ等を勘案しながら、各種制度や手当の内容を見直し、支援の充実を図ります。

◆主な取組◆

取組名	年金制度や各種手当の利用促進	担当課	福祉課 保険年金課 こども課
内容	○障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当に関する情報について、市のホームページ、窓口等で周知を図ります。		
取組名	割引・減免等制度の利用	担当課	福祉課 税務課 地域振興室
内容	○公共交通機関（鉄道・バス）運賃等の割引制度、税控除、公共料金や軽自動車税の減免等の各種制度に関する情報について、市のホームページや窓口で障がい福祉のしおり等を活用し、周知を図ることで利用促進を図ります。		
取組名	生活福祉資金貸付制度等の利用の促進	担当課	福祉課 社会福祉協議会
内容	○生活福祉資金貸付制度等の各種制度に関する情報の周知を図り、障がいのある人が自立に必要な資金を確保できるように制度の利用を促進します。		
取組名	医療費の助成	担当課	福祉課
内容	○医療費負担の軽減のため、重度心身障がい児（者）に対する医療費の助成や自立支援医療による助成を行います。		

3. 権利擁護の推進

◆方向性◆

社会のあらゆる場面において障がい理由とする差別を解消し、障がいのある人の権利を守るため、相談支援事業を中心とした権利擁護の体制づくりを進めます。また、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用を促進します。さらに、関係機関と連携し、障がいのある人の虐待を防止するとともに、早期発見に努めます。

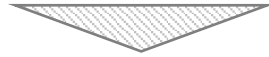
◆主な取組◆

取組名	権利擁護施策の促進	担当課	福祉課 社会福祉協議会 いきいき健康課
内容	○判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人等が財産管理や福祉サービスの利用等で不利にならないよう権利を擁護するため、成年後見制度や社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業について、広報・啓発を充実し、事業の利用を促進します。 ○成年後見制度利用促進のため、関係機関と協力して中核機関の整備に取り組みます。		
取組名	虐待の防止及び早期対応	担当課	福祉課
内容	○関係部署や関係機関と協力し、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応等に向けた体制づくりに努めます。 ○虐待の通報窓口として、虐待防止センターの周知に努めます。		
取組名	緊急の対応並びに再発の防止	担当課	福祉課
内容	○虐待の状況を調査し、緊急性が認められた場合は、県、警察、労働基準局、障がい者相談支援センターや基幹相談支援センター等と連携し、立入調査、一時避難などの対応を速やかに行います。 ○虐待の状況の解消をめざすとともに、養護者の孤立を防ぎ、関係機関等と協力して支援を行うなど、再発の防止に努めます。		

4. 障がいのある人を支える家族への支援の充実

◆方向性◆

障がいのある人を支える家族の悩みごとや困りごと等の不安解消に向け、家族同士が交流し、情報交換できる場づくりを進めます。また、介助者の就労や休息等を促進するため、一時的な見守り支援の充実を図ります。



◆主な取組◆

取組名	障がいのある子どもやその家族に対する相談の充実	担当課	子育て世代包括支援センター こども課
内容	○関係機関との連携を図り、障がいのある子どもや発達につまずきのある子ども、またその保護者に対して、保健師や発達相談員等による相談の充実を図ります。 ○保護者の会等の開催を通じ、当事者及び保護者同士の交流活動を促進します。		
取組名	障がいのある人を支える家族同士のネットワークづくりの推進	担当課	福祉課
内容	○障がい児（者）の家族同士が、悩み相談や情報交換ができるよう、当事者団体への支援を行う補助金事業を継続します。		
取組名	レスパイトケアの充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人を支える家族の負担を軽減し、一時的なリフレッシュができるよう関係機関と協力し、短期入所や日中一時支援事業の充実を図ります。		

基本目標3 保健・医療・福祉サービスの充実を図る

1. 障がい者保健対策の推進

◆方向性◆

乳幼児に対する健康診査等の実施により、障がいを早期発見し早期療育につなげます。また、障がいの原因となる疾患等の予防のため、健康づくりの正しい知識の普及を図りつつ、関係機関と連携し、健康相談支援の充実を図ります。

◆主な取組◆

取組名	乳幼児健康診査等の充実	担当課	子育て世代包括支援センター
内容	○乳幼児の健康の保持増進、疾病や障がいの早期発見・早期治療、早期療育等に結びつくよう、乳幼児健康診査・保健指導の体制を充実するとともに、受診の促進を図ります。 ○健診後、継続的に支援の必要な乳幼児に対しては、健康相談や発達相談等を引き続き実施し、必要な支援・サービスにつなげ、学童期に向けて健全な育成を図ります。		
取組名	成人保健対策の充実	担当課	いきいき健康課
内容	○青壮年期からの生活習慣病予防のため、健康教室や健康相談等を充実させ、健康づくりの正しい知識の普及を図ります。 ○各種健康診査（検診）を実施し、障がいのある人が受診しやすくなるよう、健診（検診）体制を整備します。		
取組名	こころの健康づくり対策	担当課	福祉課
内容	○国が進める「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向けた取り組みを和歌山県とともに支援します。 ○和歌山県が実施しているこころの健康相談窓口を周知し、健康相談の相談内容により医療機関のほか、関係部署や関係機関と情報連携を行い、支援の充実を図ります。		

2. 障がい者医療サービスの確保

◆方向性◆

保健・医療・福祉関係機関の連携や情報共有により、支援がとぎれることがないよう継続的に関わり、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関との連携を強化し、地域医療体制の構築を図ります。



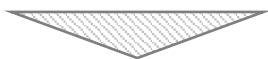
◆主な取組◆

取組名	地域リハビリテーション体制の充実	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の寝たきりやひきこもりを予防するため、NPO法人や関係機関との連携のもと、身近な地域で受けることができるリハビリテーション体制を整備します。		
取組名	難病患者の保健医療の充実	担当課	福祉課
内容	○在宅の難病患者が安心して療養できるよう、保健所が実施している保健師及び専門職による患者訪問、指導援助について連携を図ります。 ○県と連携し、難病患者を支援する体制の推進に努めます。		
取組名	精神障がいのある人の医療の充実	担当課	福祉課
内容	○医療機関や関係機関と協力して、地域移行を推進するための協議を進めます。 ○和歌山県が取り組むこころの病気に関する知識の普及、こころの健康づくり、自殺予防対策等の推進に積極的に協力します。		

3. 福祉サービスの充実

◆方向性◆

障がいのある人やその家族の意向・状況を把握し、その人が望む日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの質と量を充実させます。また、障がいのある人の地域生活を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、地域で安心して生活できるような体制づくりに努めます。



◆主な取組◆

取組名	訪問系サービスの実施	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の在宅生活を支える、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の提供を支援します。		
取組名	日中活動系サービスの実施	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の日中活動を促進する、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）のサービス提供を支援します。		
取組名	居住支援・施設系サービスの実施	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の施設等での生活を支える、自立生活援助、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）のサービス提供を支援します。		
取組名	意思疎通支援の充実	担当課	福祉課
内容	○聴覚・言語に障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の意思疎通支援の充実を図ります。		
取組名	地域生活支援拠点等の整備	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、求められる機能やそれに対応した地域資源の現状等を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備を検討します。		
取組名	訪問入浴サービスの充実	担当課	福祉課
内容	○居宅において入浴が困難な身体障がい者に対し、訪問入浴サービスによる入浴を行うことにより、心身機能の向上及び介護者の負担の軽減を図ります。		

基本目標4 教育や就労・社会参加を実現する

1. 療育・教育の充実

◆方向性◆

障がい児が障がいの特性や程度に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を進めます。また、障がいのある児童・生徒に適切な教育・指導ができるよう、教育環境のバリアフリー化や教職員の指導力の向上等に努めます。さらに、医療的ケアが必要な障がい児が、地域で包括的な支援を受けられる体制づくりを推進します。

◆主な取組◆

取組名	保育環境の整備	担当課	こども課
内容	○保育園・こども園等においては、保育士、保育教諭等の加配を適切に実施し、障がいのある子どもの受入体制の充実に努めます。 ○保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、障がいのある子どもの保育に必要な知識や技術に関する研修を行います。		
取組名	早期療育体制の整備	担当課	子育て世代包括支援センター こども課
内容	○乳幼児健康診査等により発達上の支援を必要とする子どもの早期発見に努め、保護者に対する支援体制を充実し、早期対応を図ります。 ○発達相談員を配置し、子どもの行動や発達等に関する相談・指導助言を行い、保護者の不安の軽減及び解消を図れるよう支援します。 ○発達につまずきのある子どもの保護者に対し、親子通所事業「のびのび教室」等を通じ相談や育児方法等について支援を行います。 ○児童発達支援事業所「たんぼぼ園」の施設環境の充実と、療育を必要とする子どもの受入体制の拡充に努めます。		

取組名	共に育つ学校教育の充実	担当課	学校教育課 子育て世代包括支援センター こども課
内容	○身近なところできめ細かな教育相談・発達相談に応じられるよう、指導主事の配置や県の巡回相談の利用促進など相談体制の充実を図ります。 ○乳幼児期から一貫した指導・支援のための個別支援計画を作成し、障がいのある児童・生徒に対する継続的な発達支援システムの構築に努めます。 ○特別支援学級において、個々の障がいに応じた指導内容・指導方法を検討し、適切な指導を計画的・組織的に行います。また、特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な児童・生徒のサポートに努めます。 ○特別支援教育について、教職員への研修を行い、指導力の向上を図ります。		
取組名	教育環境の整備	担当課	学校教育課
内容	○特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対し、校内コーディネーターを中心に校内体制の整備充実を進め、ニーズに応じた適切な教育を推進するとともに、就学指導や就学相談等のコーディネートを行います。 ○障がいのある児童・生徒の教育に関する理解を深めるとともに、教育内容や指導方法を一層充実させるための研修を継続し、教員の資質の向上を図ります。 ○限局性学習症、注意欠如/多動性症・自閉スペクトラム症等の発達につまずきのある児童・生徒に対し、「サポート教室」や「ことばの教室」においても、それぞれの能力や適性に応じた個別指導・少人数指導を行い、社会性やコミュニケーション能力の伸長、学校生活での適応力の向上などを図ります。 ○特別支援教育について、教職員への研修を行い、指導力の向上を図ります。		

2. 雇用・就業の促進

◆方向性◆

障がい者雇用に係る各種助成制度等が浸透するよう、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携しながら、事業主等に対して周知・啓発を行います。また、働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会や働き方を提供し、障がいのある人の雇用の促進と職場への定着を支援します。



◆主な取組◆

取組名	障がい者雇用に係る制度の周知と啓発	担当課	福祉課
内容	○庁舎内に障がい者雇用に係る啓発資料を配架するなど、障がい者雇用への理解促進・啓発を図ります。 ○障がいのある人が相談しながら働きたい場合に、気軽に相談できる関係機関をホームページ等で周知します。		
取組名	雇用・労働施策との連携強化	担当課	福祉課
内容	○公共職業安定所、若者サポートステーション、相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労・雇用についての情報提供に努めます。 ○障がいのある人個々の特性に応じたきめ細かな相談等を行い、就労支援と雇用の促進を図ります。		
取組名	就労の促進	担当課	福祉課
内容	○就労前の訓練の場を充実し、障がいのある人の就労の促進に努めます。 ○障がいのある人の就職を支援するため、関係機関と協力して就労移行支援や就労定着支援を進めます。		
取組名	行政における雇用の創出	担当課	職員課
内容	○市及びその関係機関において、障がいのある人の雇用を推進します。		

3. スポーツ・文化活動の促進

◆方向性◆

スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加促進を図るため、大会・イベント等の情報と体験の機会を提供します。また、指導員及びボランティアの養成や市民の障がい者スポーツの理解促進等、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。



◆主な取組◆

取組名	学校外活動・社会教育の充実	担当課	福祉課 生涯学習課 中央公民館
内容	○障がいのある児童・生徒のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、居宅介護や外出時の支援等のサービスを提供することで、介助者の負担を軽減するとともに、障がいのある児童・生徒の健全育成を図ります。 ○公民館等の各種講座や行事について、障がいのある人が参加しやすいように環境整備に努めます。 ○視覚障がいのある人のための拡大図書、点字図書や音訳図書、聴覚障がいのある人のための字幕入りDVD等の情報提供に努めます。 ○聴覚障がいのある人が積極的に各種講演や研修などに参加できるよう、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、様々な学習機会の拡充を図ります。		
取組名	スポーツ・レクリエーション活動の推進	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、当事者団体が参加するスポーツ大会での参加補助等を行います。 ○障がいのある人が自然に親しみ、のびのび活動できる野外活動等への補助を実施します。 ○障がいのある人が、積極的にスポーツ・文化事業等に参加できるよう、手話通訳者等を派遣します。 ○保健福祉センター内のいきいきルームで実施している「障がいのある人のいきいきルーム利用日」の周知を図り、気軽に参加できる環境の整備に努めます。		

基本目標5 安心できる生活環境を整備する

1. 福祉のまちづくりの推進

◆方向性◆

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と情報提供等のソフト面の両面からバリアフリー化を推進します。また、住宅改造や、移動に係る各種制度や助成の周知及び利用促進を図ります。



◆主な取組◆

取組名	福祉のまちづくりの推進	担当課	まちづくり課 福祉課
内容	○「障害者基本法」、「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に沿って、市民啓発、障がいのある人の生活環境の改善、バリアフリーに関する情報提供等に取り組みます。 ○「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」、「和歌山県福祉のまちづくり条例」によるまちづくりを推進するため、事業主等へ理解促進を図ります。		
取組名	都市基盤(公共施設)の整備・充実	担当課	総務課 教育総務課 各施設管理者
内容	○安全で快適な歩行者空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道等の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備に努めるとともに、視覚障がい者用信号機付加装置等の整備について、関係機関に働きかけます。 ○都市基盤の整備の際には、市民の移動における利便性の向上と安全・快適な公共空間を確保するよう働きかけます。 ○公共機関が設置する案内板について、デザインや色彩に配慮した統一感のある、わかりやすいものとなるよう順次整備を進め、人にやさしいまちづくりを推進します。 ○市所有建築物など公共施設については、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に沿って、バリアフリー化を図るとともに、今後の施設整備についてはユニバーサルデザインの視点を重視して行います。 ○障がい者用トイレや手すり、スロープ等の設置など、障がいのある人にとって利便性の高い設備・施設の充実に努めます。		

取組名	住宅改造への支援	担当課	福祉課
内容	○障がいのある人等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう、住宅改造が必要な世帯に対し改造費用の一部を助成します。 ○社会福祉協議会が実施している障がいのある人等を含む世帯に対する住宅の増築、改築、補修等に必要な資金の貸付制度について情報を提供します。		
取組名	移動手段の整備・充実	担当課	福祉課 地域振興室
内容	○身体障がいのある人の社会活動への参加促進のため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の一部助成を行います。 ○障がいのある人等の移動の利便性に配慮し、地域交通ネットワークの構築に努めます。 ○障がいのある人等の外出の利便性を図るため、福祉タクシー事業（タクシーの乗車賃の一部助成）を実施し、社会参加の促進を図ります。 ○障がいのある人をはじめ、すべての人が公共交通機関を利用しやすい設備の改善を図るため、公共交通事業者等と協力しながら、ノンステップバスの導入支援等、バリアフリー化の促進に引き続き取り組みます。		

2. 防災・安全対策の強化

◆方向性◆

障がいのある人の状況や障がい特性に応じた防災・防犯対策を適切に実施できるよう、関係機関や地域住民等と情報共有・連携しながら、施設従業員の知識向上や地域における防災体制づくり等の支援体制を強化します。



◆主な取組◆

取組名	防災対策の推進	担当課	予防課 橋本消防署 橋本北消防署
内容	○障がい者施設の従業員に対して、消火・避難・通報等の訓練や指導を行い、防火知識の普及を図ります。		
取組名	防災情報の的確な提供	担当課	危機管理室 指令室
内容	○災害時に、障がいのある人にいち早く的確な災害情報を提供できるよう、発信体制を整備します。 ○防災行政無線での放送のほかメールや SNS 等によりスマートフォン等へ配信するなど、多様なツールを活用し、障がい特性に配慮した災害情報の提供を推進します。 ○火災、救急、救助等の緊急時にすばやく対応するため、消防緊急通信指令システムへの登録者の拡大を図ります。		
取組名	地域防災体制の整備	担当課	危機管理室 福祉課
内容	○地区の民生委員や関係機関等と連携し、被災者生活再建支援システムによる災害時要配慮者名簿等の情報共有を推進します。 ※被災者生活再建支援システムとは、避難行動要支援者を名簿だけでなく地図上からも管理することで空間的な把握ができ、災害時には被災者台帳との連携により迅速かつ正確に生活再建を支援できるシステムのことです。 ○介護や介助が必要な障がいのある人を救助できるよう、自主防災体制の確立や個別避難計画の作成を推進します。 ○地域の防災訓練や出前講座等を実施し、防災知識の普及を図ります。また、障がいのある人も参加しやすいような実施方法やプログラムを関係団体とともに検討します。 ○障がいのある人の避難先について、市と事業所等が締結する協定などを活用するとともに、障がい特性に応じた福祉避難所の指定に取り組みます。		

取組名	障がいのある人の消費者被害の防止	担当課	生活環境課(消費生活センター)
内容	○障がいのある人を狙った悪質商法等の防止のために、県や警察、関係機関との連携を図ります。 ○障がいのある人の消費者被害の救済と未然防止のため、相談窓口の周知と被害情報等の情報発信を行います。		

3. 行政サービス等における配慮の推進

◆方向性◆

障がいのある人に対する市職員の理解の促進等、障がいの特性に応じた対応に努めます。また、障がいのある人の権利・利益を侵害することがないように、過重な負担とならない範囲で対応するよう努めます。



◆主な取組◆

取組名	障がいのある人に対する市職員の理解の促進等	担当課	職員課
内容	○市職員の採用について、障がいのある人も採用試験を受験しやすい環境をつくるとともに、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。 ○職員が障がいや難病についての理解を深めるための研修等の実施に努めます。		
取組名	合理的配慮	担当課	職員課 福祉課
内容	○障害者差別解消法及び障害者雇用促進法で規定された合理的配慮をします。 ○障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、障がいのある人の権利・利益を侵害することがないように、過重な負担とならない範囲で対応します。		
取組名	情報保障の充実	担当課	秘書広報課
内容	○市の広報やホームページの内容の充実、広報の音声版の作成など、必要な情報が誰でもわかりやすく入手できるよう、多様な情報手段の充実を図ります。		

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 計画推進の基本的視点

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次の視点に立って推進します。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの状況に関係なく、障がいのある人が自らの意思で選択し必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤を整備・充実し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

(2) 地域への移行促進や就労支援等の課題への対応

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤の整備・充実を図ります。

障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりに向け、地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

(3) 共生社会実現のためのバリアフリー化の促進

すべての人が支え合い、共に生活する社会の実現のため、障がいに対する正しい理解を進めるための啓発や交流活動により、心のバリアフリーを進めるとともに、社会生活を制約する物理的障壁の除去にも努めます。

ソフト・ハード両面にわたるバリアフリー化を図ることで、だれもが安全でくらしやすいまちづくりを推進します。

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

◆第6期実績◆

	本市目標	令和4年度末実績
① 施設入所者数	2 人	1 人
② 地域生活に移行した人数	2 人削減	1 人

◆第7期目標◆

国の 目標設定 の考え方	① 地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	② 施設入所者数の削減 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。



本市の 目標	① 地域生活に移行する人数	4 人
	② 施設入所者数の減少	0 人
	令和4年度末の施設入所者数	69 人
	令和8年度末時点の施設入所者数見込み	-

※施設入所者数見込みは、入所者の意向尊重のため設定しません。

◆目標に向けた取組◆

基幹相談支援センターをはじめとした相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域定着に必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者支援施設への入所を希望する待機者数が依然として多いことを踏まえ、国や県に対して新たに障害者支援施設設置について補助対象となるよう見直しを求めるとともに、障がいのある人の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を促進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助けあい、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

上記のシステムの構築にあたり、保健、医療、福祉関係者が地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置および適切な運営が重要であるとされています。

また、障がいのある人を支えるサービスについて、状況に応じて適切に提供できるよう見込みを定めることも求められています。

◆第6期実績◆

本市の 活動指標		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	① 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
	② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14	14	14
	③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
	④ 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	1	1
	⑤ 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	0
	⑥ 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30	35	32
	⑦ 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

◆第7期目標◆

本市の 活動指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	① 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
	② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14	14	14
	③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
	④ 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
	⑤ 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
	⑥ 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	40	40	40

⑦ 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1
⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	20	20	20

◆目標に向けた取組◆

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの機能について検討を図ります。

精神障がいのある人の家族に対する支援の充実に向け、関係者の協議の場として橋本・伊都地域自立支援協議会精神保健ネットワーク部会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障がい有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

◆第6期実績◆

項目	本市目標	令和5年度末実績
地域生活拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の設置をめざします。 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討を行います。	地域生活支援拠点は（相談）5拠点、（緊急時の受け入れ）2拠点の設置 年6回運用状況を検証、検討

◆第7期目標◆

国の 目標設定 の考え方	① 地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
	② 強度行動障がい有する方への支援体制の整備【新規】 強度行動障がい有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。



本市の 目標	① 地域生活支援拠点等の整備	継続実施（一部整備済）
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年 1 回以上
	② 強度行動障がい有する方への支援体制の整備	研修実施

本市の 活動指標		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	① 地域生活支援拠点の設置箇所数（面的整備）	1	1	1
	② コーディネーターの配置人数【新規】	0	0	0
	③ 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6	6	6

◆目標に向けた取組◆

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材（コーディネーター等）の確保・養成、地域の体制づくりを担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、橋本・伊都地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

◆第6期実績◆

項目	本市目標	令和 3 年度末実績
① 一般就労への移行者数	21 人	9 人
うち、就労移行支援事業からの移行	12 人	5 人
うち、就労継続支援 A 型事業からの移行	4 人	1 人
うち、就労継続支援 B 型事業からの移行	5 人	2 人
就労定着支援事業の利用者数	9 人	3 人
② 就労定着支援事業の就労定着率 8 割以上の事業所の割合	-	-

※① 9 人のうちの 1 人は、自立訓練（生活訓練）からの移行

◆第7期目標◆

国の 目標設定 の考え方	① 一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が令和8年度中に一般就労に移行することを基本とする。 ア)就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 イ)就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。 ウ)就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
	② 就労移行支援事業所数【新規】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。
	③ 就労定着支援事業利用者数 令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
	④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。



本市の 目標	① 一般就労への移行者数	9人
	ア. 就労移行支援事業	6人
	イ. 就労継続支援A型事業	1人
	ウ. 就労継続支援B型事業	2人
	② 就労移行支援事業所数の割合	5割
	③ 就労定着支援事業利用者数	3人
	④ 就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	25%

◆目標に向けた取組◆

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を橋本・伊都地域自立支援協議会就労支援部会等の場を活用して協議を進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

◆第6期実績◆

項目	本市目標	令和5年度末実績
① 令和5年度末までに児童発達支援センターを設置	1 か所以上	1 か所
② 令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有	有
③ 令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上	0 か所
④ 令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	1 か所
⑤ 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1 か所以上	1 か所
⑥ 令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	0 人

◆第7期目標◆

国の 目標設定 の考え方	① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1 か所以上設置することを基本とする。また、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
	① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1 か所以上確保することを基本とする。
	③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の 目標	① 令和8年度末までに児童発達支援センターを設置	1 か所
	② 令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	2
	③ 令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2 か所
	④ 令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2 か所
	⑤ 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1 か所
	⑥ 令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人

本市の 活動指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	① パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数	30	30	30
	② パARENTメンターの人数	0	0	0
	③ ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

◆目標に向けた取組◆

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制の強化に取り組めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

◆第6期実績◆

項目	本市目標	令和5年度末実績
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保をめざします。	圏域で基幹相談支援センターを設置して、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保した。

◆第7期目標◆

国の 目標設定 の考え方	相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および基幹相談支援センターを設置することを基本とする。また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。
--------------------	---



本市の 目標	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施
-----------	-----------------------------	----

本市の 活動指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	① 相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	24	24	24
	② 相談支援事業所の人材育成の支援件数	7	7	7
	③ 相談機関との連携強化の取組の実施	12	12	12
	④ 個別事例の支援内容検証の実施回数【新規】	12	12	12
	⑤ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	4	4	4

◆目標に向けた取組◆

相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くするための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

◆第6期実績◆

項目	本市目標	令和5年度末実績
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築をめざします。	モニタリング検証で実施

◆第7期目標◆

国の目標設定の考え方	障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
------------	--



本市の目標	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施
-------	---------------------------	----

本市の活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	3	3	3
	② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果 の共有する体制の有無及びその実施回数	12	12	12

◆目標に向けた取組◆

障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。

3 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、自宅で介護、家事、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、移動に必要な情報の提供やその介護、本人が外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する常に介護が必要な障がい者が、行動する際に必要な介護や外出時に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

◆必要な量の見込み(1月当たり)◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	148	160	163	166	
	時間	2,761	3,346	3,409	3,472	
重度訪問介護	人	2	3	4	4	
	時間	291	354	472	472	
同行援護	人	26	28	29	30	
	時間	342	392	406	420	
行動援護	人	0	3	4	5	
	時間	0	40	53	67	
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	
	時間	0	0	0	0	

◆見込量確保の方策◆

○障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がいのある人等が在宅生活を維持できるよう、サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入の促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用し、障がいのある人自身が本人の希望や能力・適性等に応じたより良い就労先選択ができるように支援します。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

◆必要な量の見込み(1月当たり)◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人	166	170	173	176	
	人日	2,972	3,333	3,391	3,450	
自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1	1	
	人日	77	142	142	142	
自立訓練(生活訓練)	人	29	25	27	29	
	人日	296	367	396	426	
就労移行支援	人	28	33	33	33	
	人日	310	589	589	589	
就労選択支援	人	-	15	15	15	
就労継続支援(A型)	人	54	56	57	58	
	人日	887	1,027	1,045	1,064	
就労継続支援(B型)	人	209	210	211	212	
	人日	2,780	3,297	3,313	3,328	
就労定着支援	人	7	2	2	2	
療養介護	人	12	12	12	12	
福祉型短期入所	人	18	22	23	24	
	人日	134	176	184	192	
医療型短期入所	人	1	3	3	3	
	人日	4	9	9	9	

◆見込量確保の方策◆

- 今後サービス利用者数の増加が見込まれる事業については、サービス需要の増大についての情報提供に努め、幅広いサービス提供事業者の一層の参入を促進します。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービス事業所の確保に努めます。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

◆必要な量の見込み(1月当たり)◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
共同生活援助 (グループホーム)	人	77	96	106	117	
施設入所支援	人	63	63	62	61	
自立生活援助	人	2	2	2	2	

◆見込量確保の方策◆

- 共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を推進していく上で重要な役割を担うサービスであることから、より幅広い事業者の参入を促進します。
- 共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

◆必要な量の見込み(1月当たり)◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	人	551	593	607	622	
地域移行支援	人	1	1	1	1	
地域定着支援	人	0	0	0	0	

◆見込量確保の方策◆

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	市民に障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進研修・ 啓発事業	有無	有	有	有	有	

◆見込量確保の方策◆

- 障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市広報やホームページによる理解促進に向けた取組を行い、県と協力しこころのバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人の暮らしにくさを解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

(2) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がい者団体、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	

◆見込量確保の方策◆

- 活動場所の提供などの支援を通じ、当事者団体の主体性の醸成を図り、障がいのある人の生きがいづくりを促進します。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい者相談支援事業	か所	3	3	3	3	
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	有	

◆見込量確保の方策◆

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを拠点として、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 住宅入居等支援事業については、本市の関係する課・部の間で調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的または精神障がいのある人で、費用等の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要な申立費用、報酬のすべてまたは一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	2	4	5	6	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有	

◆見込量確保の方策◆

- 成年後見制度の周知を図るための広報・啓発を推進します。
- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、基幹相談支援センター等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、今後成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制の整備に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者等を派遣するとともに、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	
手話通訳者派遣事業	件	445	500	500	500	
要約筆記者派遣事業	件	53	55	55	55	

◆見込量確保の方策◆

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、研修機会の充実及び有資格者の人材確保に努めます。
- 要約筆記講習会の実施と事業の周知と啓発を行うことで、引き続き理解の促進に努めます。

(6) 日常生活用具給付等

サービス	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等、透析液加温器
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護・訓練支援用具	件	7	8	8	8	
自立生活支援用具	件	19	20	20	20	
在宅療養等支援用具	件	7	10	10	10	
情報・意思疎通支援用具	件	10	15	22	29	
排せつ管理支援用具	件	1,791	1,828	1,866	1,905	
居宅生活動作補助用具	件	3	3	3	3	

◆見込量確保の方策◆

○日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み		
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (実講習修了者)	人	12	10	10	10

◆見込量確保の方策◆

○聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み		
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	人	827	998	1,204	1,453
	時間	11,587	14,934	18,017	21,743

◆見込量確保の方策◆

○障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めます。

○サービス提供事業者の体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域活動支援センター事業	か所	0	1	1	1	
	人	0	10	10	10	

◆見込量確保の方策◆

○現在設置事業者がいらないため実績はないが、創作的活動及び地域交流の場として、今後設置を図ります。

(10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 (日中短期入所事業、タイムケア事業)
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人に対し、市ホームページに引き続きWEB版声の広報(『広報はしもと』音声版)を掲載するとともに、『広報はしもと』・「健康カレンダー」など地域生活を営む上で必要な情報をデジ図書として、提供することにより社会参加の促進を図ります。

◆必要な量の見込み◆

サービス名		実績	見込み			
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日中一時支援事業	回	2,280	2,146	2,012	1,878	
	人	17	16	15	14	
訪問入浴サービス事業	回	143	210	210	210	
	人	2	4	4	4	
声の広報等発行事業	回	12	12	12	12	

◆見込量確保の方策◆

- 事業所と連携し、引き続き事業を実施します。
- 日中一時支援が必要と認められる障がいのある人の把握に努めるとともに、サービス提供事業者の参入を促進します。

5 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。 (県内事業所なし。)
放課後等 デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（上記の5つのサービス）の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

◆必要な量の見込み(1月当たり)◆

サービス名		実績	見込み		
	単位	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	74	76	78	80
	人日	870	988	1,014	1,040
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	141	175	192	210
	人日	1,608	2,336	2,563	2,803
保育所等訪問支援	人	30	30	30	30
	人日	46	46	46	46
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0
障害児相談支援	人	162	219	228	237

◆見込量確保の方策◆

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進します。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのある児童等の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

資 料

1 橋本市障害者施策推進協議会条例

○橋本市障害者施策推進協議会条例

平成18年3月1日

条例第146号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 橋本市障害者施策推進協議会名簿

(敬称略・順不同)

氏名	所属団体等	備考
河合 馨	社会福祉法人紀之川寮	会長
山本 紀子	橋本市障害児者父母の会	会長代理
植阪 和修	高野口医師会	
南 光昭	橋本市医師会	
廣岡 慶三	橋本市区長連合会	
佐藤 正	橋本市民生委員児童委員協議会	
西井 幸男	橋本市身体障害者連盟 肢体部会	
喜多 晃	橋本市身体障害者連盟 視覚部会	
恩地 彰子	橋本市身体障害者連盟 聴覚部会	
小川 進太郎	社会福祉法人 筍憩会	
植山 美千代	社会福祉法人 博芳福祉会	
鈴木 寛	社会福祉法人 橋本福祉会	
井川 紀幸	社会福祉法人 棕の樹福祉会	
上好 久子	社会福祉法人 ゆたか会	
日野 知香子	橋本公共職業安定所	
朝井 有衣	和歌山県立きのかわ支援学校	
田中 匠	伊都振興局健康福祉部	
井邊 一彰	特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	

3 計画策定の経過

日程	内容
令和5年2月2日	令和4年度 第1回橋本市障害者施策推進協議会 (1) 会長選出 (2) 橋本市障がい福祉に関するアンケート調査の設問内容について
令和5年2月24日 ～3月17日	橋本市障がい福祉に関するアンケート調査実施
令和5年7月19日	令和5年度 第1回橋本市障害者施策推進協議会 (1) 橋本市の障がい福祉に関するアンケート調査の結果報告について (2) 計画骨子案について
令和5年8月 ～9月	団体ヒアリング調査及び事業所調査実施
令和5年12月15日	令和5年度 第2回橋本市障害者施策推進協議会 (1) 計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
令和6年1月4日 ～2月2日	パブリックコメントの実施
令和6年2月14日	令和5年度 第3回橋本市障害者施策推進協議会 (1) パブリックコメントについて (2) 計画内容の確認について

第3次橋本市障がい者計画及び
第7期橋本市障がい福祉計画・第3期橋本市障がい児福祉計画

発行:橋本市
編集:橋本市 保健福祉部 福祉課
〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
TEL:0736-33-1111(代) FAX:0736-32-2515